

ふじみ野市

子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

埼玉県 ふじみ野市

はじめに

ふじみ野市は、魅力と活気にあふれ、子どもからお年寄りまでだれもが安心して住み続けられるまちづくりをめざしています。

本市では、特に、子育て支援を最重点施策に位置づけ、平成22年3月に策定した「ふじみ野市次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、子ども優先のまちづくりを推進してまいりました。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が国会で成立し、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい制度が始まります。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本として、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざしています。

少子高齢化が急速に進んでいるわが国にあって、本市では、子育て世代の人口が増加し続けています。

そのような状況の下、保護者に対するニーズ調査や関係団体とのヒアリングを実施し、学識経験者・関係団体・子育て世代の代表者・公募市民等で構成する「ふじみ野市子ども・子育て会議」で意見を伺いながら、本市独自の課題等を踏まえた計画を策定してまいりました。

本計画は、「子ども・子育て支援法」を根拠としていますが、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画を継承しており、子ども・子育て支援のための多様な施策を盛り込んだ計画として、総合的かつ計画的に取り組んでいきたいと考えています。

本計画の基本理念は、「子どもも大人もみんなが笑顔 子育てに優しくあったかいまち ふじみ野」です。

家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、未来を担うすべての子どもたちの幸せを第一に考えた施策を推進することで、子どもと子育てに優しいまち、子育て世代に選ばれるまち、子どもたちの笑顔があふれるあったかいまちふじみ野をめざします。

結びに、本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査やヒアリング、パブリックコメントに際して、多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

ふじみ野市長 高 畑 博



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・目的.....	1
2. 計画の性格と法的位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てに関する状況.....	3
1. 人口・世帯の状況.....	3
2. 婚姻・出産等の状況.....	7
3. 就労の状況.....	9
4. 幼稚園・保育所（園）等の状況.....	10
5. 次世代育成支援後期行動計画の達成状況.....	16
6. アンケート調査結果の概要.....	17
7. ヒアリング等調査結果の概要.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1. 基本理念.....	26
2. 計画の基本的視点.....	27
3. 基本目標.....	28
4. 計画の体系.....	29
第4章 子ども・子育て支援に係る目標事業量の設定.....	30
1. 教育・保育提供区域の設定.....	30
2. 目標事業量の見込み.....	31
(1) 幼児期の学校教育・保育の提供.....	31
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	34
第5章 基本施策の展開.....	46
基本目標1. 子育てしているすべての家庭のために.....	46
(1) 地域における子育て支援の充実.....	46
(2) 家庭における子育て支援の充実.....	49
(3) 質の高い教育・保育サービスの充実.....	51

(4) 要保護児童等への支援の充実	53
基本目標 2. 心身ともに健やかな子どもの育ちを支えるために	57
(1) 子どもがのびのびと育ち、子どもの個性を生かす教育の充実	57
(2) 子どもの安全の確保	63
基本目標 3. 子どもを健やかに産み育てるために	65
(1) 母親と乳幼児の健康増進	65
(2) 職業生活と家庭生活の充実	68
(3) 安心して子どもが育ち、子育てできる環境の整備	69
第 6 章 推進体制	71
1. 推進体制	71
2. 計画の推進に向けて	72
3. 毎年度の進捗評価方法	73
資料編	74
1. ふじみ野市子ども・子育て会議	74
2. ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議	77
3. 計画策定の経過	79
4. 諮問・答申	81
5. 子ども・子育てに関する用語集	82

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的

わが国の少子化は急速に進行しており、平成25年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.43と、平成24年の1.41より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成21年度に「ふじみ野市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2. 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

なお、本計画は、ふじみ野市全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「ふじみ野市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとしします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。また、制度改正といった国の動向等により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。さらに、計画最終年度には、計画達成状況の評価と次期計画の策定に向けた見直しを行います。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
計画策定	ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・ 計画策定	次期計画		

第2章 子ども・子育てに関する状況

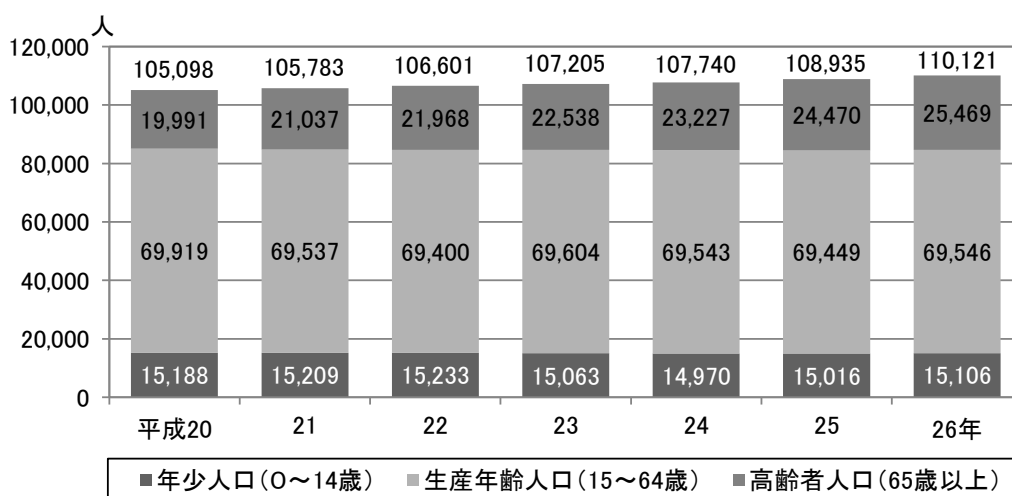
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、増加傾向にあり、平成26年では110,121人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口については、平成22年から24年にかけて減少したものの、平成25年で増加に転じ、平成26年にかけて90人の増となっています。

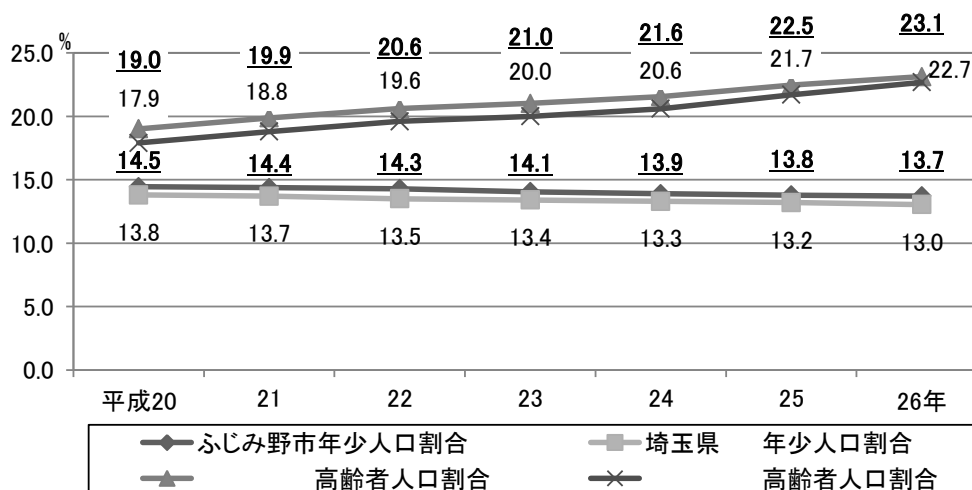
■年齢3区分別人口の推移



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

本市の年齢3区分人口の割合は、平成26年で年少人口が13.7%、高齢者人口が23.1%となっています。また、県と比較すると、年少人口、高齢者人口割合ともに、県を上回っています。

■年少人口割合と高齢者人口割合の推移



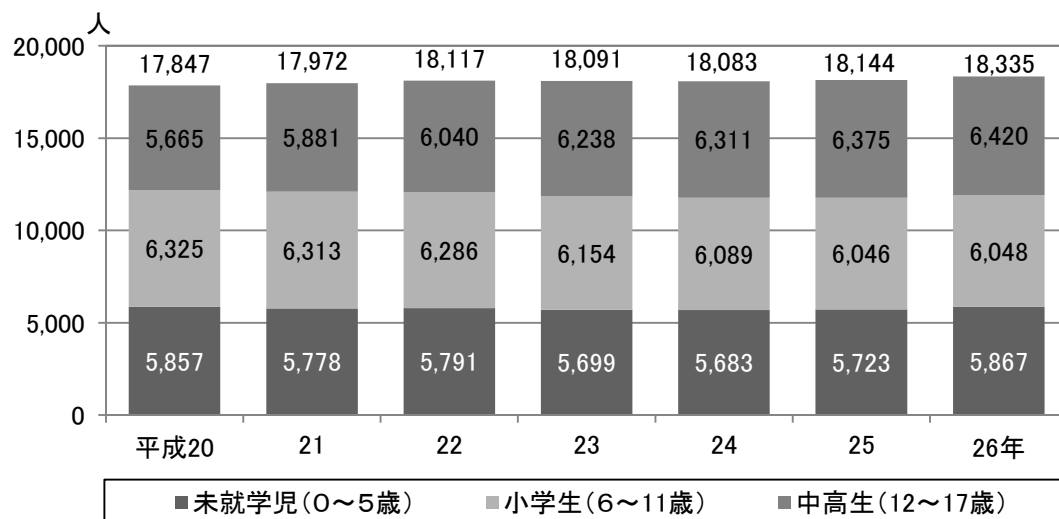
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(2) 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口は、平成22年以降減少したものの、平成25年で再び増加に転じ、平成26年で18,335人となっています。

年齢区分別にみると、いずれの層でも増加傾向となっています。

■ 18歳未満人口の推移



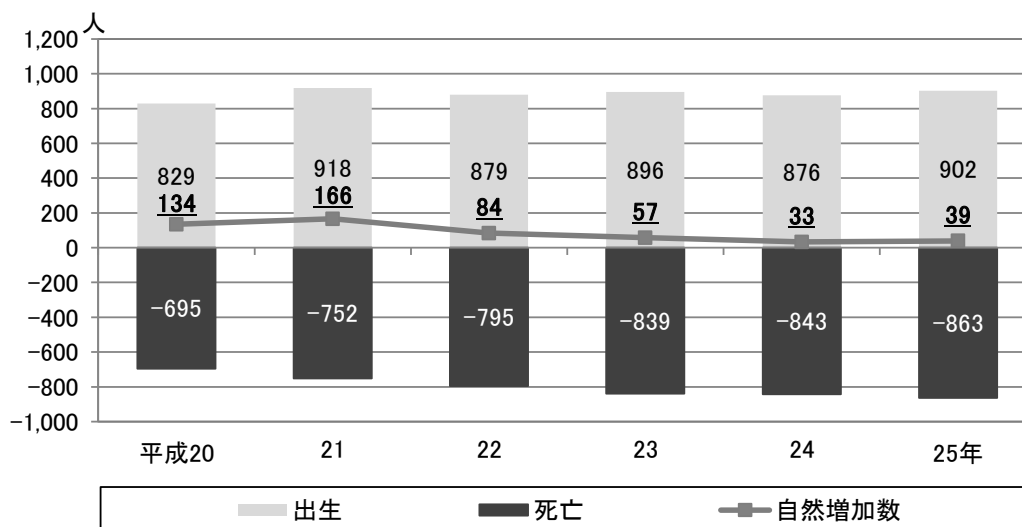
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(3) 人口動態の推移

平成20年からの自然動態をみると、出生数が死亡数を上回って推移しており、自然増減はプラスとなっています。しかし、自然増加数自体は次第に少なくなっており、平成25年には39人の増となっています。

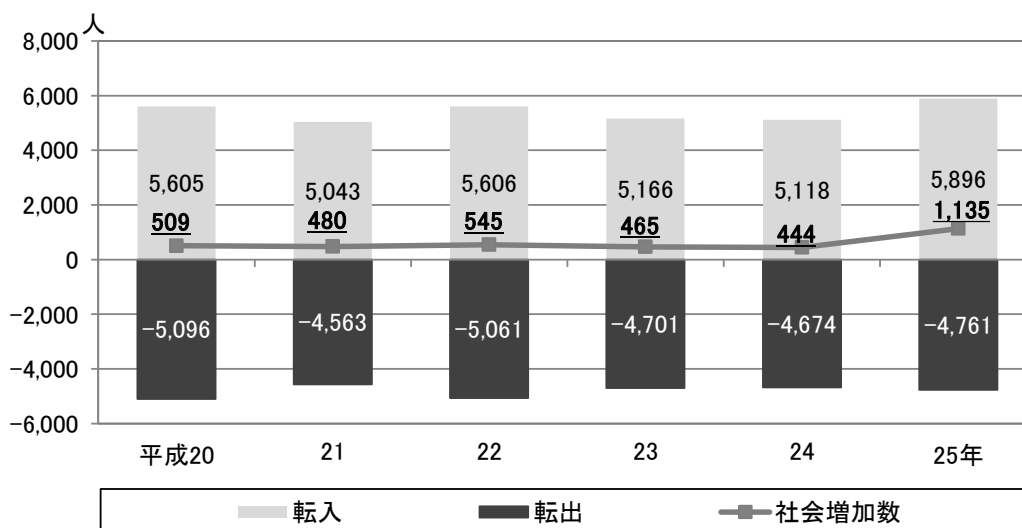
社会動態については、転入人口が転出人口を上回っており、社会増減もプラスとなっています。特に、平成25年で大きく転入数が伸び、平成25年には1,135人の増となっています。

■ 自然動態の推移



資料：市民課

■ 社会動態の推移



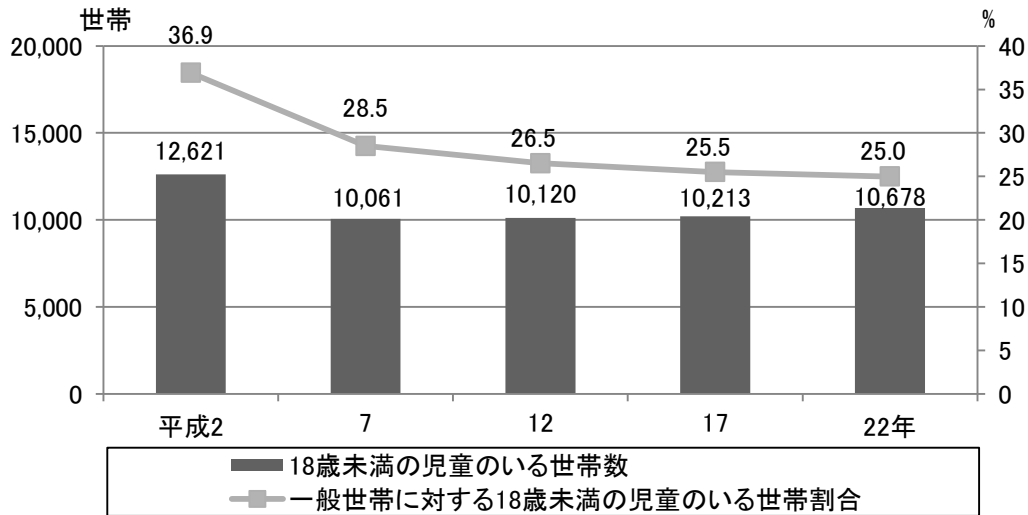
資料：市民課

(4) 18歳未満の児童のいる世帯数と世帯構成

18歳未満の児童のいる世帯数は、平成2年の12,621世帯から平成7年に大きく減少したものの、その後増加の傾向をたどり、平成22年には10,678世帯となっています。

また、一般世帯に対する18歳未満の児童のいる世帯割合は、平成2年の36.9%から平成22年の25.0%と大きく減少しています。

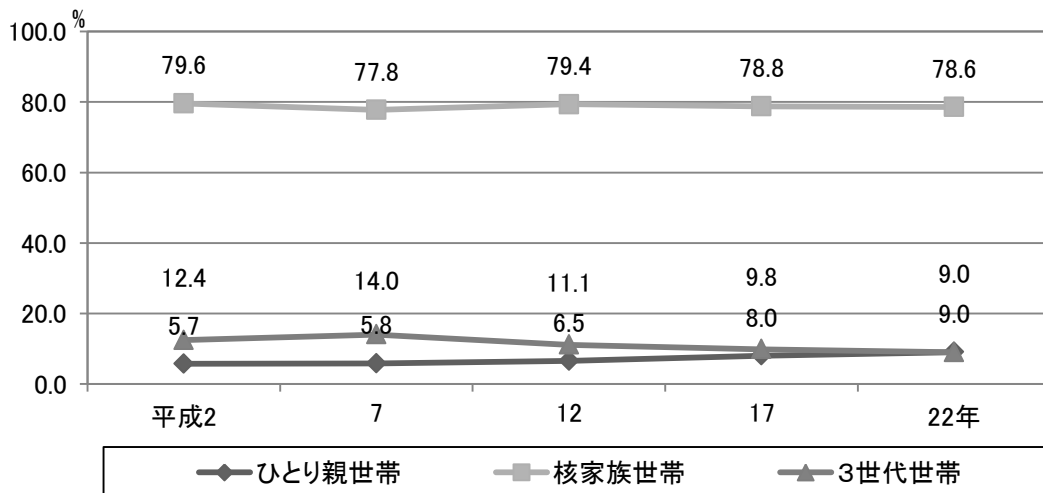
■ 18歳未満の児童のいる世帯数と一般世帯に対する割合



資料：国勢調査

18歳未満の児童がいる世帯の大半は核家族世帯であり、平成22年で78.6%となっています。一方、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあるのに対し、3世代世帯の割合は、減少傾向にあり、平成22年にはひとり親世帯、3世代世帯ともに9.0%となっています。

■ 18歳未満の児童のいる世帯の世帯構成



資料：国勢調査

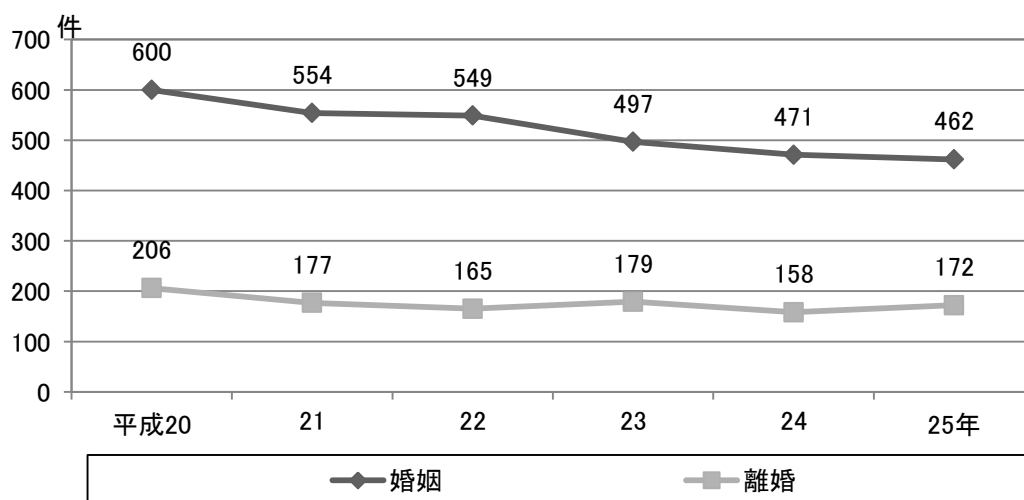
2. 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成20年では600件でしたが、平成25年には462件と138件の減少となっています。

離婚件数については、横ばいで推移しており、平成25年で172件となっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移



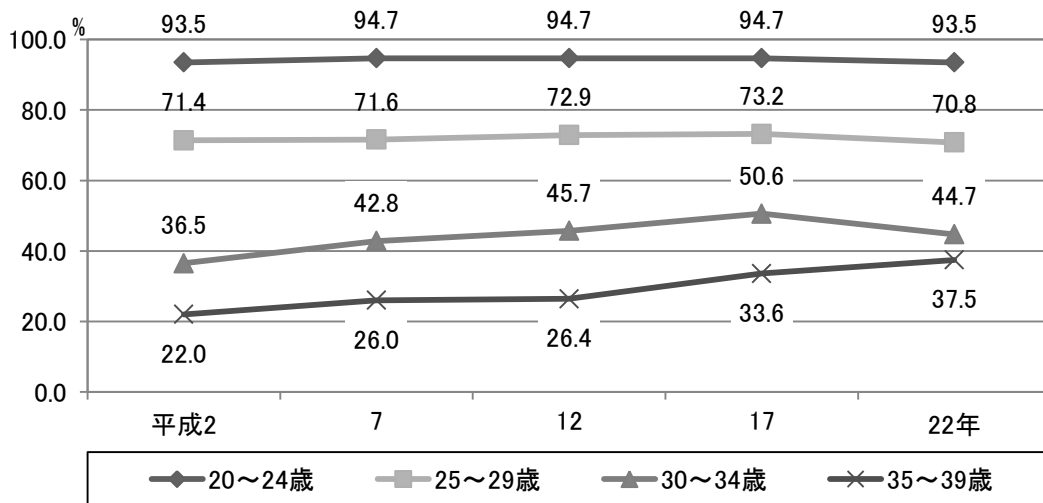
資料：市民課

(2) 未婚率の推移

未婚率についてみると、男性では、平成2年から22年にかけて、30～34歳で8.2ポイント、35～39歳で15.5ポイント増加しています。

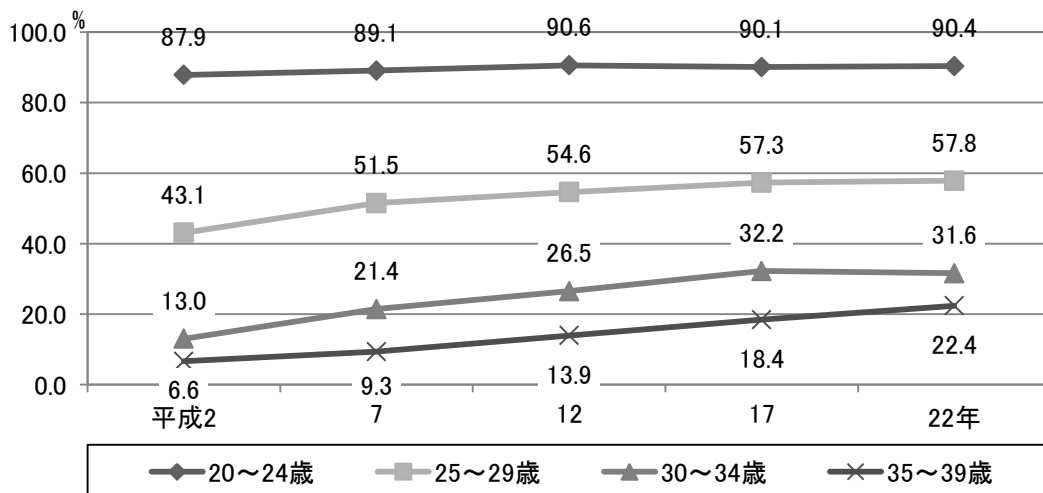
女性では、平成2年から22年にかけて、いずれの年代でも増加しており、20～24歳で2.5ポイント、25～29歳で14.7ポイント、30～34歳で18.6ポイント、35～39歳で15.8ポイント増加しています。

■ 男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

■ 女性の未婚率の推移

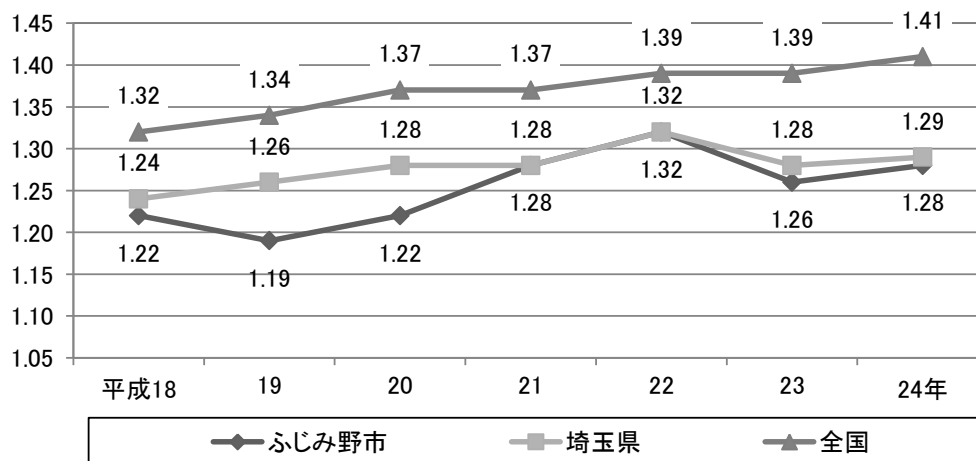


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、年によって増減を繰り返しているものの、平成24年で1.28と埼玉県平均と同程度となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



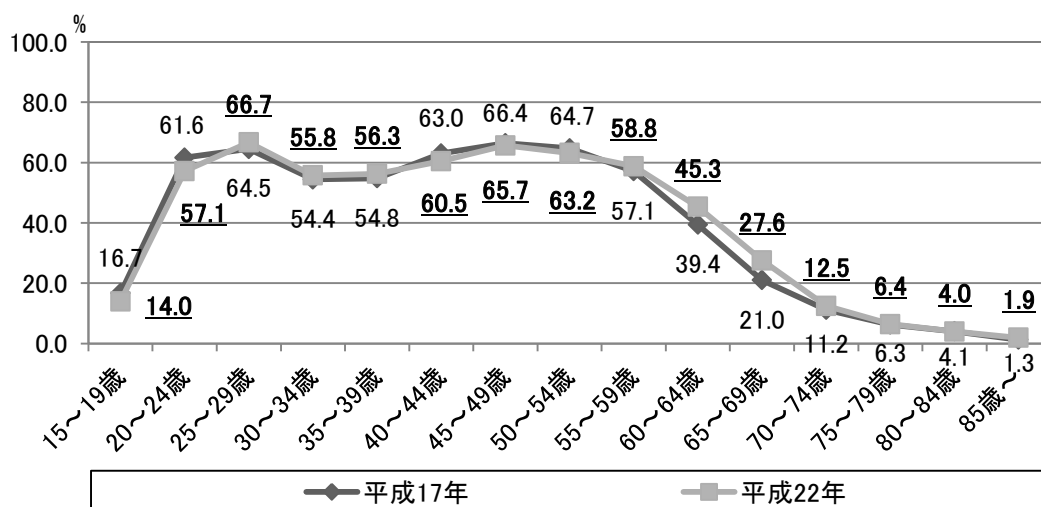
資料：人口動態統計

3. 就労の状況

(1) 女性の就業率

女性の就業率については、いわゆるM字カーブの谷に当たる30～39歳でやや増加しているものの、全体的にはこの5年間であまり大きな変化はみられません。しかし、総務省の「労働力調査」では全国的には各年歳階層で増加傾向を示しており、留意する必要があります。

■ 女性の就業率の推移



資料：国勢調査

4. 幼稚園・保育所（園）等の状況

(1) 幼稚園

平成19年以降市内には8つの幼稚園があり、園児数は平成26年で1,377人となっています。

年齢別にみると、4歳児が最も多く489人となっています。また、平成19年からの推移をみると、3歳児は横ばいで推移しているものの、4・5歳児は大きく減少しています。

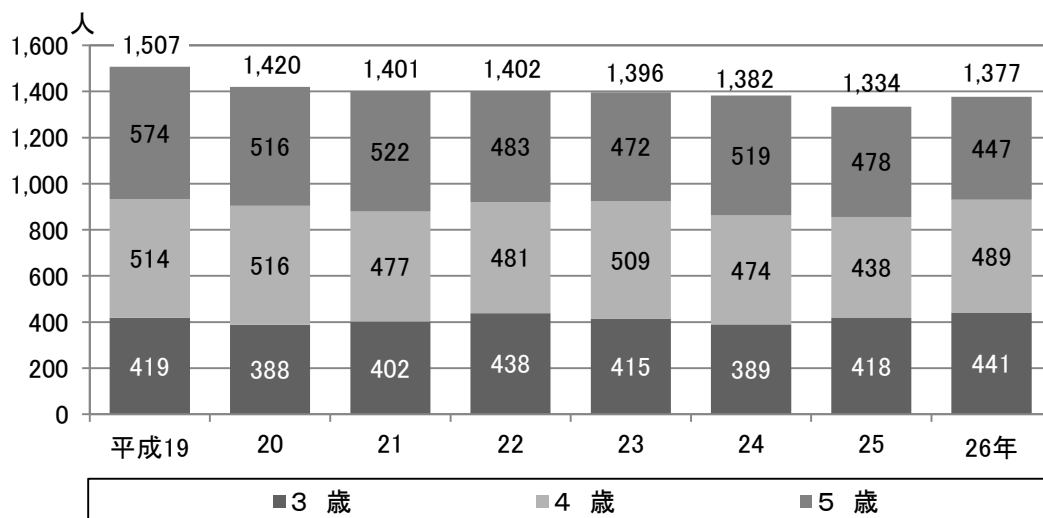
■ 幼稚園数及び園児数の推移

単位：か所、人

	平成19	20	21	22	23	24	25	26年
施設数	8	8	8	8	8	8	8	8
3歳	419	388	402	438	415	389	418	441
4歳	514	516	477	481	509	474	438	489
5歳	574	516	522	483	472	519	478	447
合計	1,507	1,420	1,401	1,402	1,396	1,382	1,334	1,377
定員数	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 幼稚園園児数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 認可保育所（園）

本市の認可保育所（園）は、市立が9施設、私立が7施設で合計16施設となっています。

また、定員数は市立が890人、私立で710人の合計1,600人となっています。

入園児数は年々増加しており、平成26年で1,638人と定員を上回る弾力的な運営がなされています。

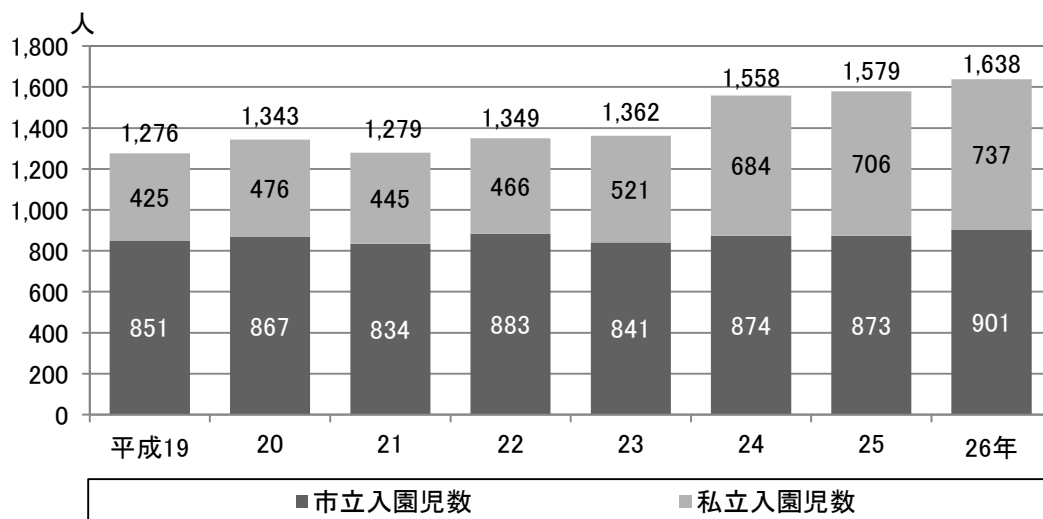
■保育所（園）数、定員数及び入園児数の推移

単位：か所、人

	平成 19	20	21	22	23	24	25	26年
市立保育所数	9	9	9	9	9	9	9	9
私立保育園数	6	6	6	6	6	7	7	7
合計	15	15	15	15	15	16	16	16
市立定員数	890	890	890	890	890	890	890	890
私立定員数	460	460	460	460	570	690	690	710
合計	1,350	1,350	1,350	1,350	1,460	1,580	1,580	1,600
市立入園児数	851	867	834	883	841	874	873	901
私立入園児数	425	476	445	466	521	684	706	737
合計	1,276	1,343	1,279	1,349	1,362	1,558	1,579	1,638

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

■保育所（園）入園児数の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

認可保育所（園）の待機児童数については、減少傾向にあり、平成24年に0人になったものの、平成25年には14人、平成26年には7人となっています。

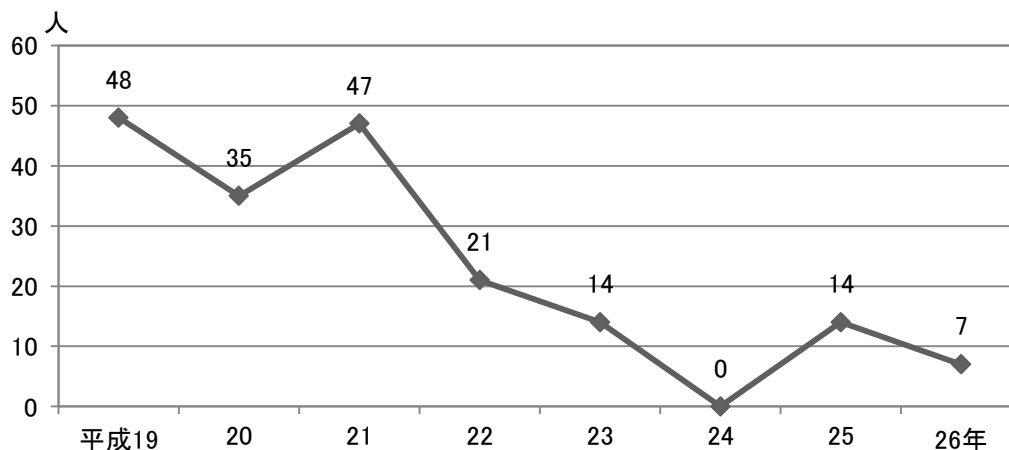
■保育所（園）の待機児童数の推移

単位：人

	平成19	20	21	22	23	24	25	26年
0歳	0	1	0	5	0	0	0	0
1歳	16	17	26	8	14	0	9	1
2歳	32	8	13	7	0	0	2	6
3歳	0	8	6	1	0	0	3	0
4歳	0	1	2	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	35	47	21	14	0	14	7

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

■保育所（園）の待機児童数の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

待機児童数（国基準）については、保育所に入所できなかった児童のうち、家庭保育室に入所した児童や保護者が育児休暇を延長した児童等を除いた児童数です。

■保育所（園）に入所（園）できなかった児童数の推移

単位：人

	平成19	20	21	22	23	24	25	26年
0歳	0	2	0	14	5	2	9	19
1歳	16	20	48	49	50	10	75	62
2歳	32	12	27	33	14	4	46	39
3歳	0	9	6	4	6	0	19	9
4歳	0	1	2	1	0	0	0	4
5歳	0	1	0	0	0	0	5	0
合計	48	45	83	101	75	16	154	133

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(3) 認可外保育施設・家庭保育室

市内には認可外保育施設が1か所あり、利用人員は223人となっています。

家庭保育室は5か所あり、平成26年4月1日現在で定員は141人、利用人員は99人となっています。

■ 認可外保育施設・家庭保育室一覧

区分	施設名	定員	利用人員 (市外利用を含む)
認可外保育施設	子どものその 保育生活協同組合	222人	223人
家庭保育室	ドド保育所	18人	14人
	すまいるKIDS	32人	15人
	おひさま保育園	38人	36人
	NewFamily おともだち	35人	24人
	ひよこBABYROOM	18人	10人
	合計	141人	99人

資料：子育て支援課（平成26年4月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、平成 25 年度の施設数は 17 か所で平均登録児童数は 825 人となっており、増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ平均登録児童数

単位：人

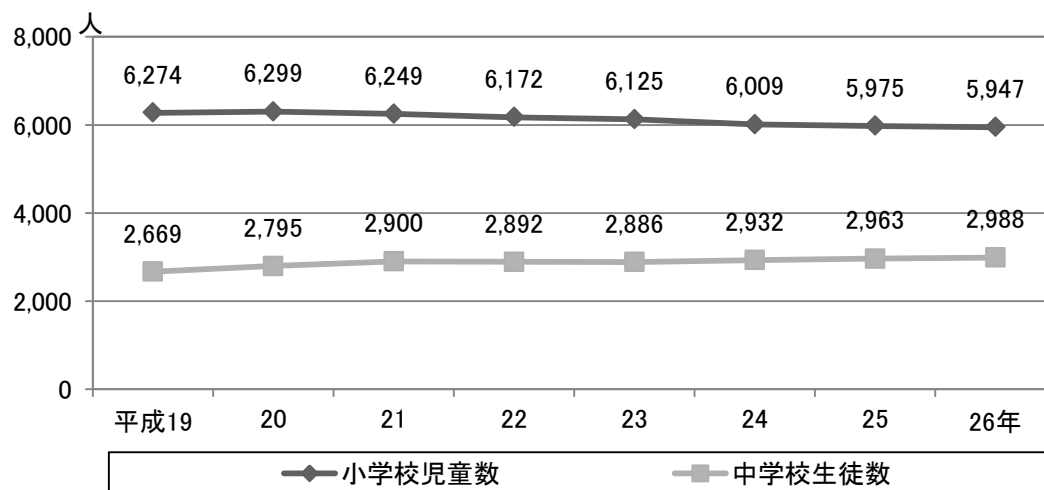
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福岡放課後児童クラブ	61	60	59
第2福岡放課後児童クラブ	25	21	18
駒西放課後児童クラブ	45	61	66
上野台放課後児童クラブ	57	65	67
西放課後児童クラブ	34	47	39
第2西放課後児童クラブ	44	30	52
元福放課後児童クラブ	31	34	38
さぎの森放課後児童クラブ	26	24	35
大井放課後児童クラブ	53	69	69
鶴ヶ丘放課後児童クラブ	62	61	66
第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	43	61	51
東原放課後児童クラブ	33	46	58
西原放課後児童クラブ	28	33	34
亀久保放課後児童クラブ	54	66	63
三角放課後児童クラブ	18	26	37
東台放課後児童クラブ	13	20	24
風の里児童クラブ	50	47	49
合計	677	771	825

資料：子育て支援課

(5) 小・中学校児童・生徒数

小学校の児童数については、年々減少しており、平成26年で5,947人となっています。
一方、中学校の生徒数については、年々増加しており、平成26年で2,988人となっています。

■小・中学校児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5. 次世代育成支援後期行動計画の達成状況

次世代育成支援後期行動計画では、以下の保育・子育て支援事業に関する特定 13 事業について、数値目標を設定し、基盤整備を進めてきました。計画期間中の進捗は以下のとおりです。

	事業名	平成 26 年度（目標値）	平成 25 年度（実績値）
1	通常保育事業	15 か所 定員 1,470 人	16 か所 1,580 人
2	特定保育事業	2 か所 定員 10 人	2 か所 10 人
3	延長保育事業	15 か所 定員 200 人	16 か所 320 人
4	夜間保育事業	—	—
5	トワイライトステイ事業	—	—
6	休日保育事業	1 か所 定員 10 人	1 か所 10 人
7	病児・病後児保育事業	1 か所 250 日/年	1 か所 29 日/年
8	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	15 か所 定員 954 人	17 か所 1011 人
9	地域子育て支援拠点事業	計 6 か所	計 6 か所
	ひろば型	1 か所	1 か所
	センター型	3 か所	3 か所
	サロン型（県単独補助事業）	2 か所	2 か所
10	一時預かり事業	7 か所 75 人	8 か所 80 人
11	ショートステイ事業	—	—
12	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所
13	児童センター設置事業	2 か所	2 か所

6. アンケート調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の子ども・子育てに関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するため、ニーズ調査を実施しました。

●回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前保護者調査	2,500 件	1,577 件	63.1%
小学生保護者調査	1,500 件	868 件	57.9%
合計	4,000 件	2,445 件	61.1%

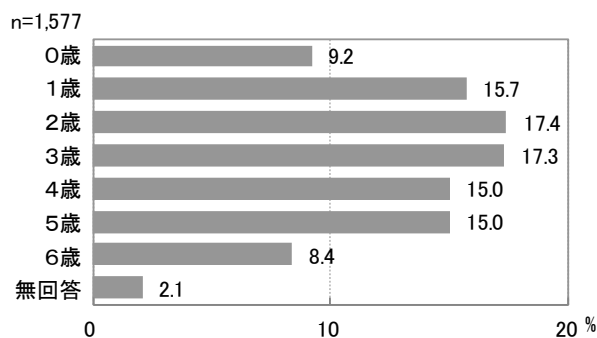
●回収期間：平成 25 年 10 月 17 日（木）～平成 25 年 11 月 19 日（火）

●調査方法：郵送配布・郵送回収

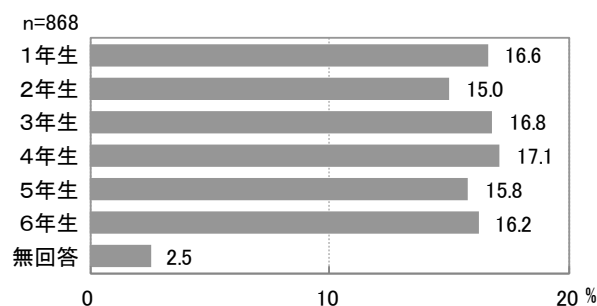
(2) 調査対象者について

アンケートの調査対象者の概要は下記のとおりです。

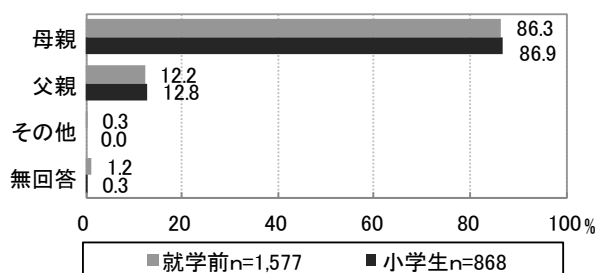
■[就学前]子どもの年齢



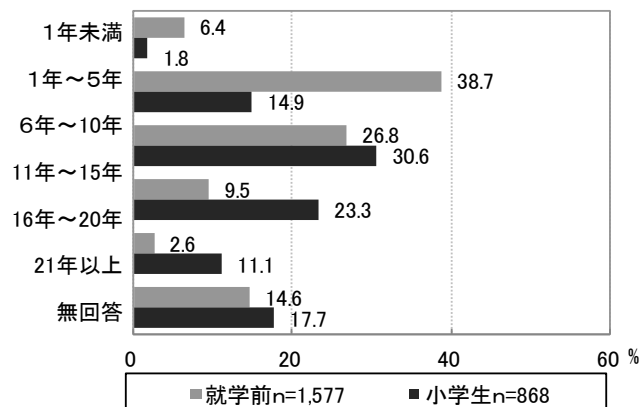
■[小学生]子どもの学年



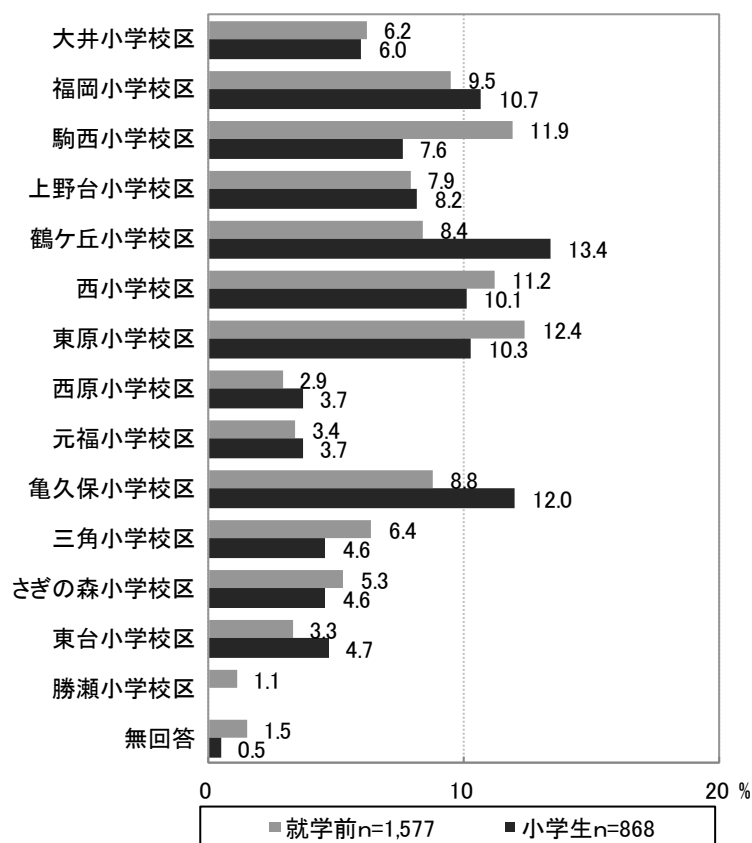
■[就学前・小学生]調査の回答者



■[就学前・小学生]居住年数



■ [就学前・小学生]居住地区

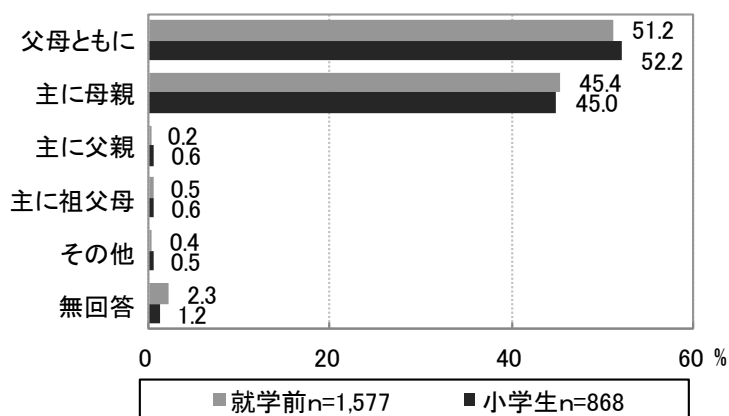


※「勝瀬小学校区」は、就学前調査のみ。

(3) 子育ての状況について

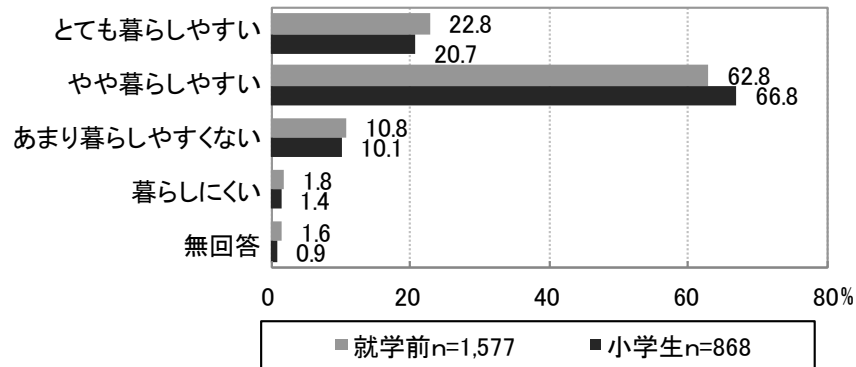
子育てを主に行っている方については、就学前・小学生ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。

■ [就学前・小学生]子育てを主に行っている方（単数回答）



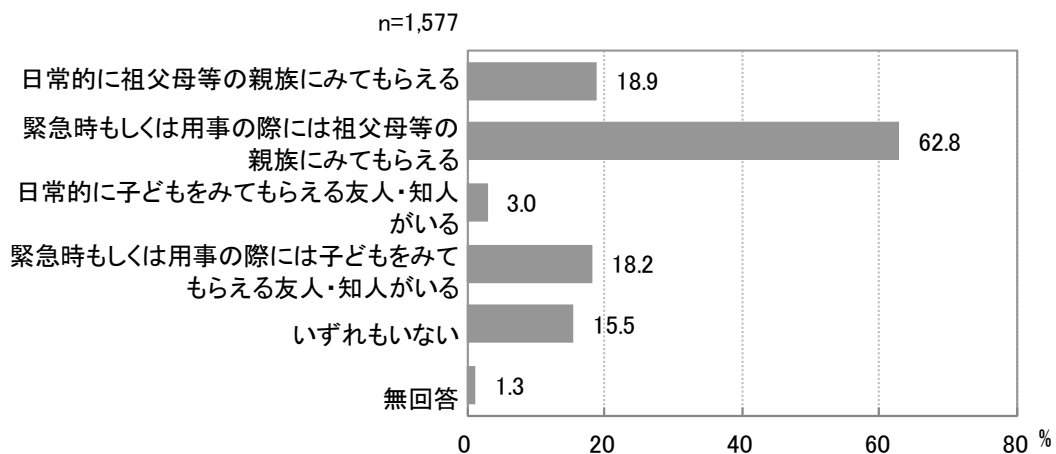
ふじみ野市が子育て家庭にとって暮らしやすいかについては、就学前・小学生ともに「やや暮らしやすい」が最も多く、次いで「とても暮らしやすい」となっており、合わせて8割以上が『暮らしやすい』と回答しています。

■[就学前・小学生]ふじみ野市は子育て家庭にとって暮らしやすいか（単数回答）



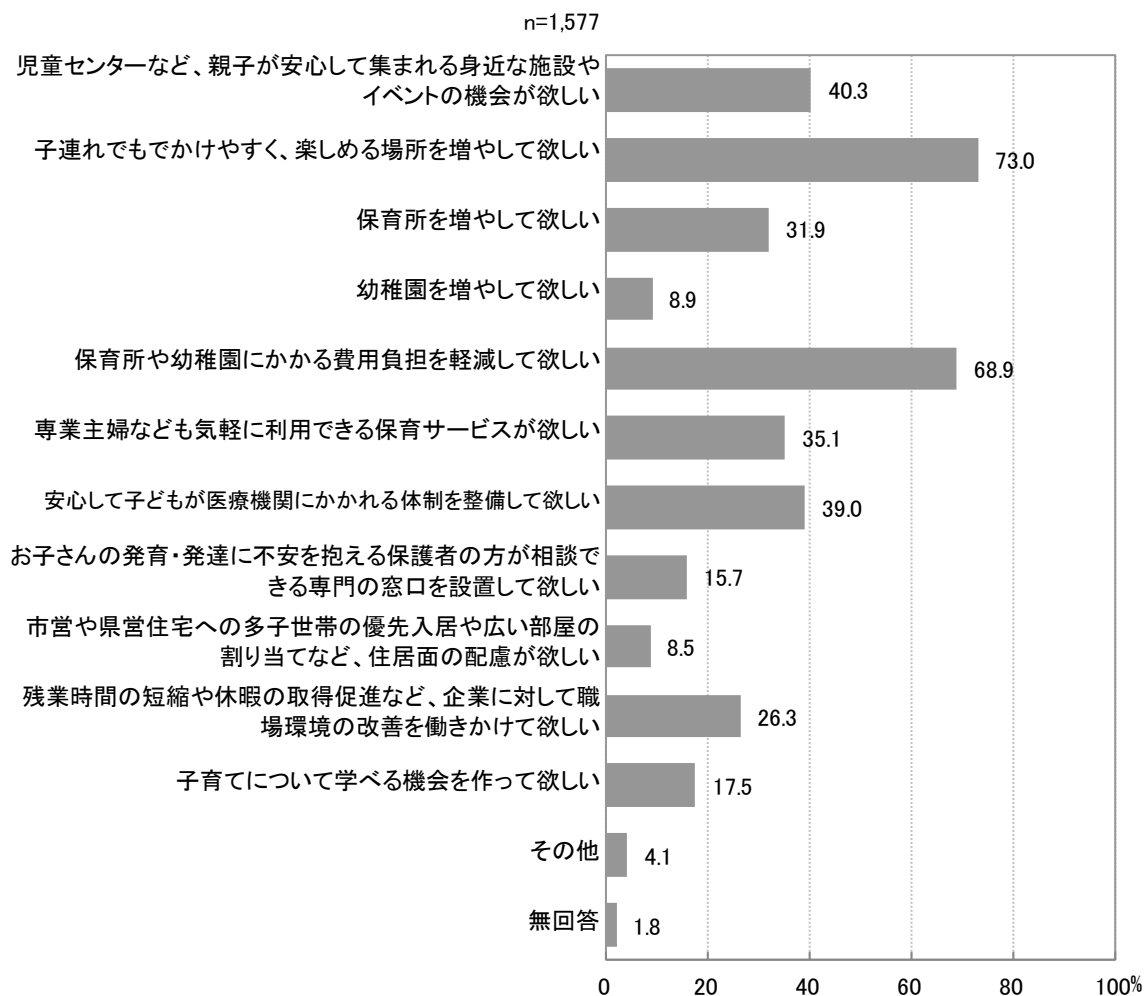
日頃、子どもをみてくれる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 62.8%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 18.9%となっています。一方で、「いずれもない」は 15.5%となっています。

■[就学前]日頃、子どもをみてくれる人の有無（複数回答）



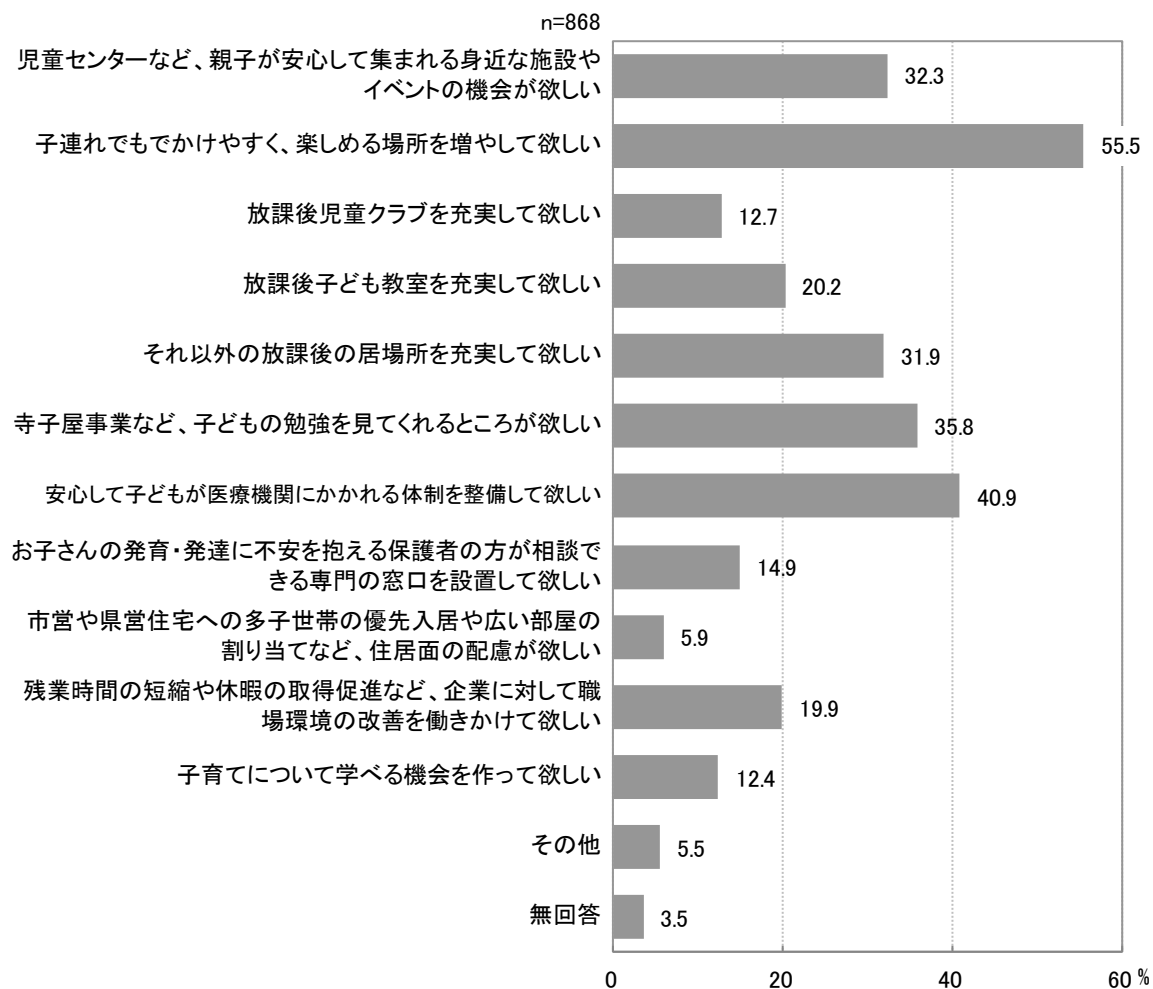
市に対して、充実を期待する子育て支援については、「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が73.0%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が68.9%、「児童センターなど、親子が安心して集まれる身近な施設やイベントの機会が欲しい」が40.3%となっています。

■[就学前]市に対して、充実を期待する子育て支援（複数回答）



市に対して、充実を期待する子育て支援については、「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が55.5%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が40.9%、「寺子屋事業など、子どもの勉強を見てくれるところが欲しい」が35.8%となっています。

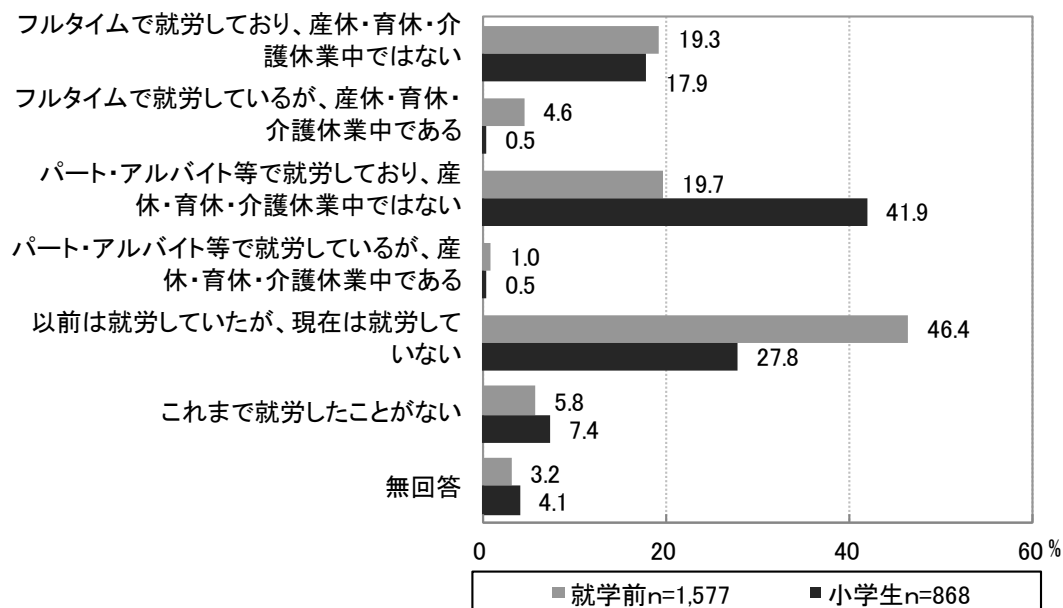
■ [小学生]市に対して、充実を期待する子育て支援（複数回答）



(4) 母親・父親の就労について

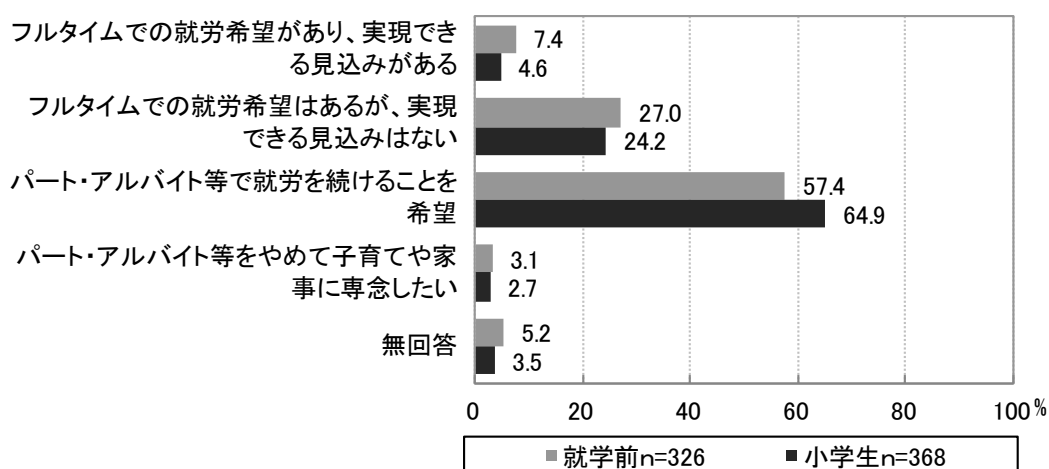
母親の就労状況については、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

■[就学前・小学生]母親の就労状況（単数回答）



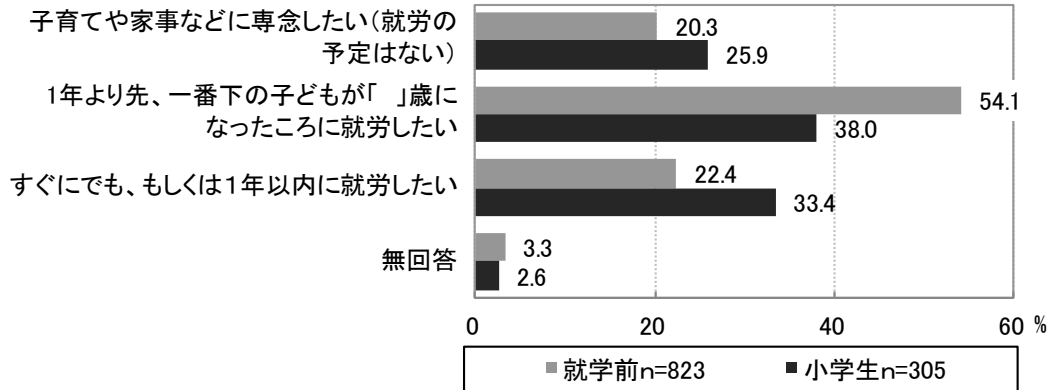
母親のフルタイムでの就労希望については、就学前・小学生ともに「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

■[就学前・小学生]母親のフルタイムでの就労希望（単数回答）



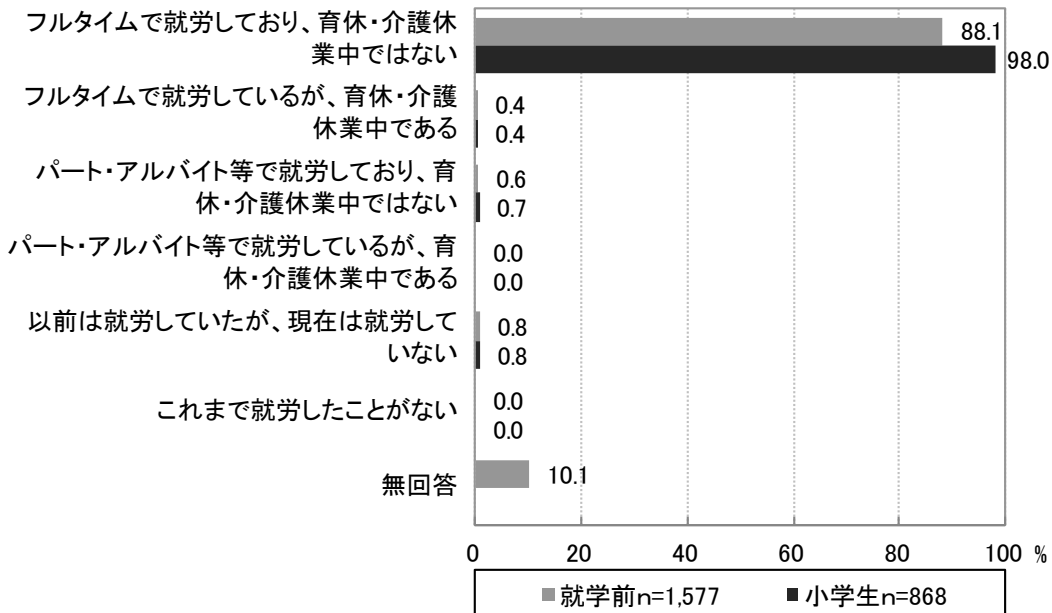
母親の今後の就労希望については、就学前・小学生ともに「1年より先、一番下の子どもが」歳になったころに就労したい」が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」となっています。

■[就学前・小学生]母親の今後の就労希望（単数回答）



父親の就労状況については、就学前・小学生ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

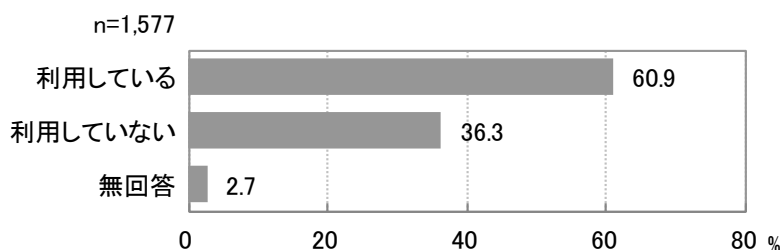
■[就学前・小学生]父親の就労状況（単数回答）



(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が60.9%、「利用していない」が36.3%となっています。

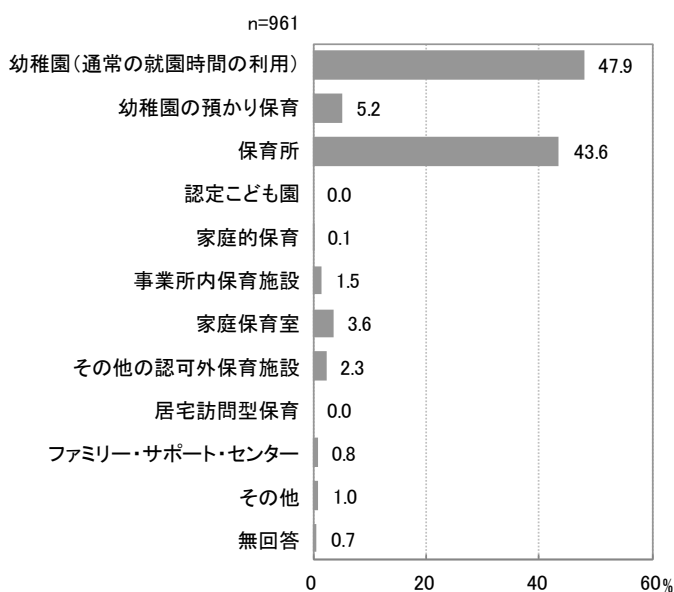
■[就学前]平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単数回答）



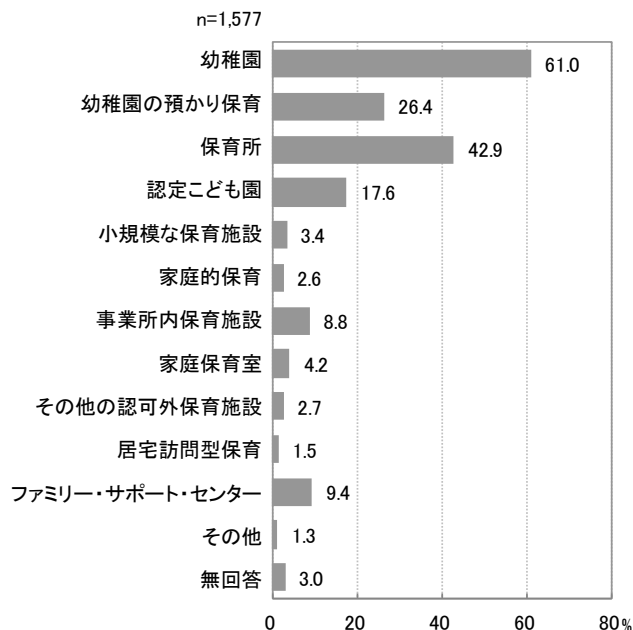
平日、定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」と「保育所」がほぼ同数で最も多くなっています。

今後利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が61.0%と最も多く、次いで「保育所」が42.9%と、「幼稚園」が「保育所」を約20ポイント上回っています。

■[就学前]利用している事業（複数回答）



■[就学前]今後利用したい事業（複数回答）



7. ヒアリング等調査結果の概要

計画の策定にあたり、アンケート調査では把握しきれない障がい児をもつ保護者のご意見を把握するため、保護者等にヒアリング調査を実施しました。主な意見は、以下の通りです。

①支援ネットワークの構築について

- ◇ 高校卒業後に行く場所がない。
- ◇ ライフステージごとに必要な支援を行うとともに、切れ目のない支援が必要である。
- ◇ 生涯を通じて、一貫した支援体制を早急に整えてほしい。
- ◇ 福祉と教育のつながりを強化し、支援計画のようなものを作成してほしい。
- ◇ 地域の中で、一緒に育つことのできる環境づくりが重要である。
- ◇ 障がい児に対する市の姿勢を統一し、構想を示してほしい。

②療育支援へのつなぎについて

- ◇ 発達の遅れについて、健診等で把握しているが、その後のフォローアップが足りない。
- ◇ 学校等で、支援が必要であるにも関わらず、受けていない方がいる。
- ◇ 医療的ケアを継続して受けられる体制を確保してほしい。
- ◇ 市内に療育を受けられる施設があることはありがたいが、もっと数が増えるとよい。
- ◇ 療育が必要な子に対して、適切な支援が受けられる体制を整えてほしい。

③支援内容の充実について

- ◇ 障がい児受け入れ枠がある保育所や幼稚園があるとよい。
- ◇ 兄弟姉妹がいる場合、どちらかを一時的に預かってくれるような支援が必要である。
- ◇ ショートステイが市内になく、空きがない。
- ◇ 各学校に特別支援学級を作成してほしい。
- ◇ 居場所を増やしてほしい。
- ◇ 不登校になってしまった子どもに対する支援があるとよい。
- ◇ 週1回でもいいので、母子通園施設が利用できるとよい。

④保護者への支援について

- ◇ 障がい児をもつ保護者を支援するような場所があるとよい。
- ◇ 障がい児をもつ保護者の意見をこまめに聞きにきてほしい。
- ◇ 障がいが発覚したときに、保護者として子どもとの接し方を学べる場所があるとよい。

⑤情報提供・相談体制について

- ◇ 市内にいろいろな教室などがあるが、詳細がわからないため、利用しにくい。
- ◇ 人によって得られる情報に偏りがあるため、掲示などを活用し、情報がほしい。
- ◇ 気軽に相談できる場所を伝えてほしい。

⑥設備の充実について

- ◇ 公園にフェンスがあるとよい。
- ◇ 障がい児でも使えるプールがあるとよい。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育てには喜びがあります。

まず、保護者が子育ての主体となるとともに、家庭・地域・行政・社会が子どもの幸せを第一と考え、様々な条件・環境を整えることにより安心して子育てを楽しみ、その喜びを感じる社会づくりが大切です。

また、子どもたちは将来のふじみ野市のまちづくりを担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、父母または保護者の幸せにつながるとともに、ふじみ野市がめざすあったかいまちづくりにつながります。

すべての子どもたち一人ひとりの心身の健やかな育ちを保障し、地域一体となってきめ細やかな子育て支援をしていくことが、地域の宝である子どもたちの笑顔を増やすためには重要です。

そのため、本計画においては、以下を基本理念として掲げ、子育てに優しく、あったかいふじみ野市をめざします。

■基本理念

子どもも大人もみんなが笑顔

子育てに優しくあったかいまち ふじみ野

2. 計画の基本的視点

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本的視点に基づき、各種施策や事業に取り組みます。

視点① 子どもがいきいきと育つまちづくり

子育て支援を推進することは、子どもの幸せを願い、その胸に大きな夢や希望をふくらませ、未来に向かって元気に明るく笑顔で育っていけるあたたかいまちづくりを進めることです。

そして、子どもは次代の親となることを視野に入れ、豊かな人間性を形成し、将来、自立して家庭をもつことができるよう、長期的視点に立った子育て支援を展開することが重要です。

視点② 安心して子育てができるまちづくり

安心して、子どもを産み、楽しく育てていくためには、子育てに必要な事業・サービスを適切に提供することが必要です。

また、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、子育てしやすい環境をつくるために重要です。

視点③ 協働による子育てを支援するまちづくり

子育ては、第一義的な責任は保護者にあることを基本とするとともに、地域・行政・企業などを含めた社会全体の課題として認識する必要があります。

また、子育ての孤立化を防ぎ、すべての子どもと家庭への支援という観点も踏まえる必要があります。

ふじみ野市の将来を担う子どもたちのさらなる健やかな成長のためには、市民・地域・行政・企業などを含めた社会全体の協働による子育て支援を展開することが重要です。

3. 基本目標

基本目標 1. 子育てしているすべての家庭のために

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めるとともに、家庭や地域における子育て支援を充実します。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる居場所づくりを進めます。

さらに、ひとり親家庭、障がいのある子どもや外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。

基本目標 2. 心身ともに健やかな子どもの育ちを支えるために

学校と地域との連携により、児童の持つしなやかな感性や素直な心、成長する力を尊重し、心身ともに健康で豊かな情操と想像力を養い、個性や自主性を育む教育力の向上を進めます。

また、子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域の子育て力を高めます。

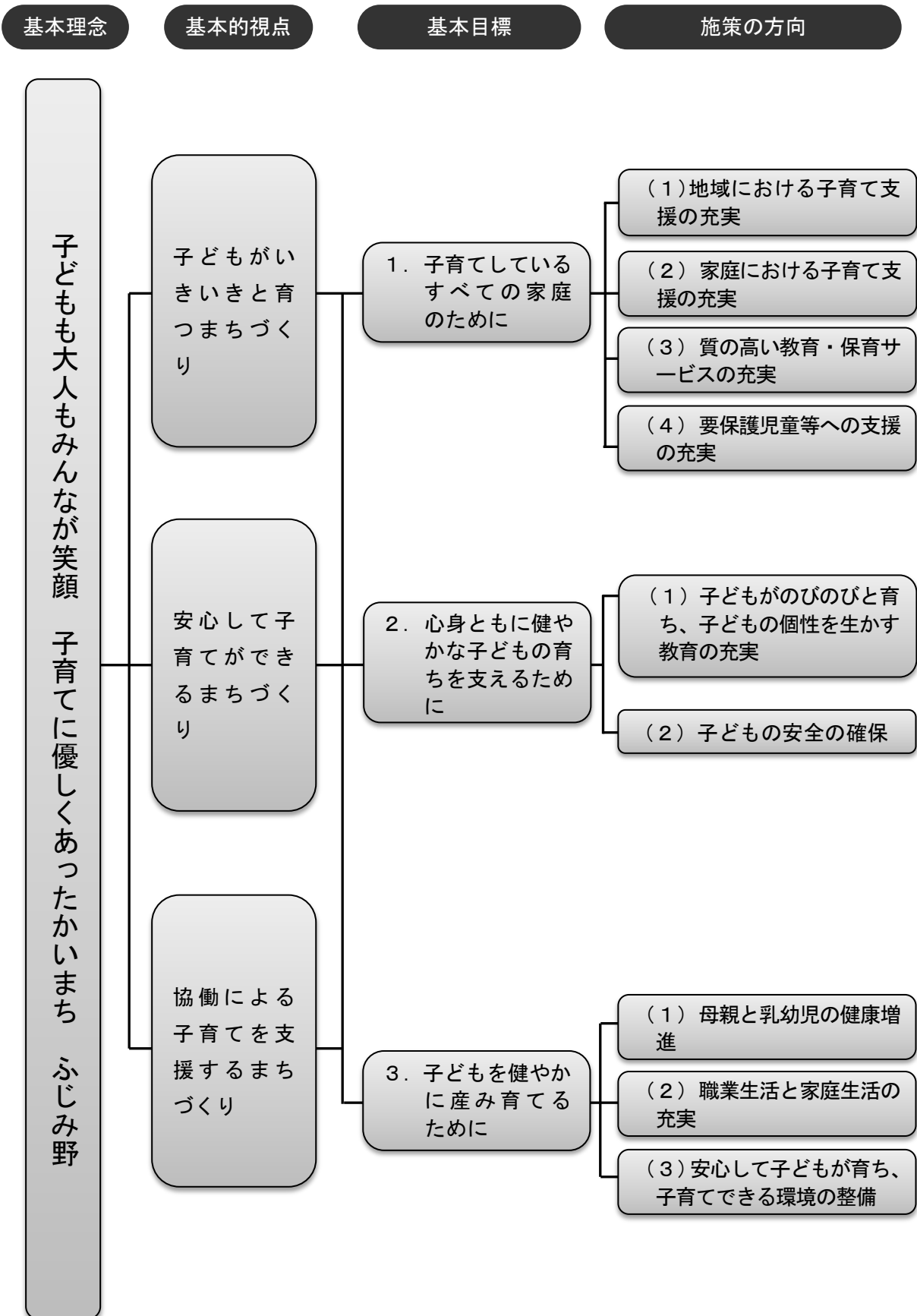
基本目標 3. 子どもを健やかに産み育てるために

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

男女がともに家族としての責任を担い、仕事をしながらでも協力して子育てができるよう、親の子育て力の向上や子育ての参加促進に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

さらに、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、安心・安全まちづくりを進めます。

4. 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援に係る目標事業量の設定

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。区域の範囲については、下記の考え方を踏まえたうえで、各自治体の裁量により設定することが任されています。

国の考え方により、ふじみ野市では、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ、市全域で1区域の設定とします。

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

2. 目標事業量の見込み

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供

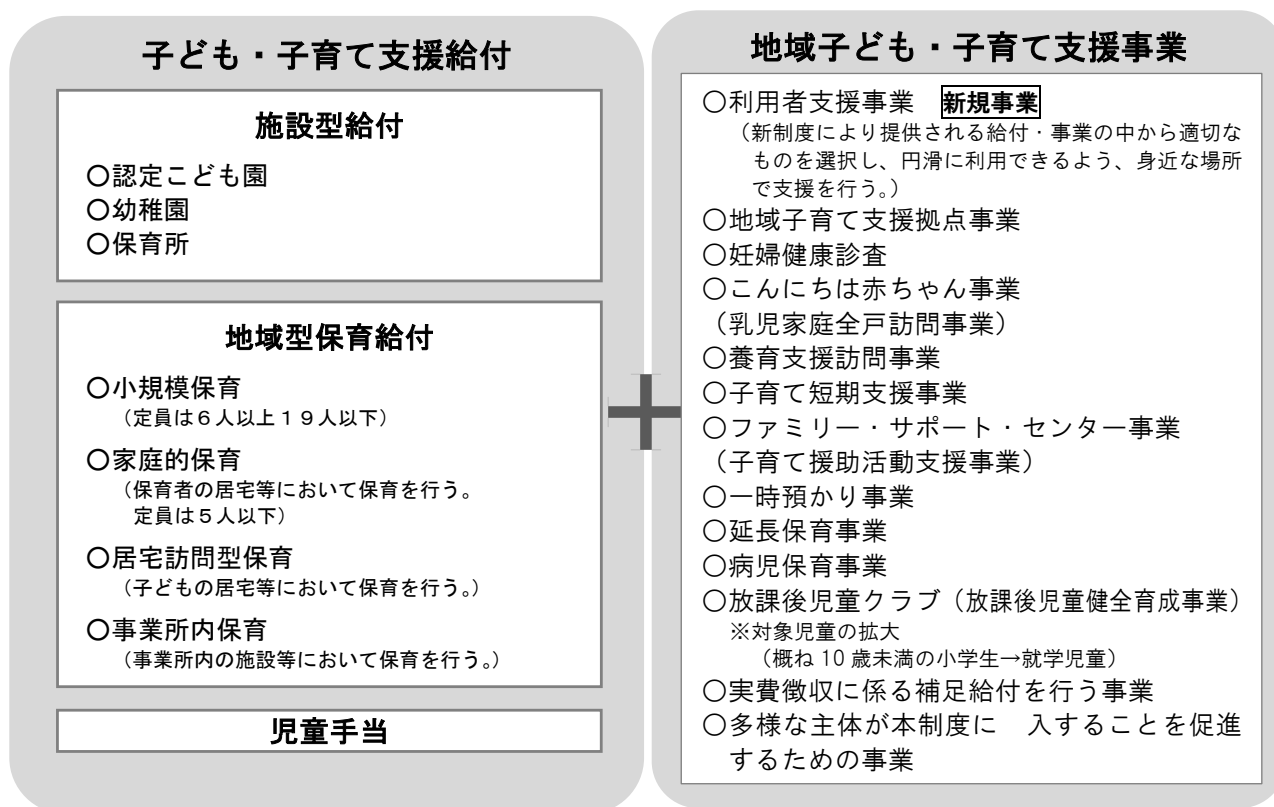
①前提となる事項

市では、市内の0～5歳の子どもについて、「現在の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭保育室、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を加味し、3つの区分で認定を行います。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



■事業の実施にあたり配慮する事項

上記事業を実施するにあたり、障がい児等の要保護児童の受け入れ等について、十分な配慮を行うものとします。

【量の見込みと確保内容】

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

		平成 25 年度(実績)				平成 27 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,791	934	126	496	1,552	995	158	686
(他市町村の子ども)		310	29	0	5	399	14	2	5
②確保の内容	特定教育・保育施設	-	1,026	117	437	220	1,034	151	526
	特定地域型保育事業			-	-			0	5
	認可外保育施設		10	26	103		10	16	81
	確認を受けない幼稚園	2,070				2,070			
	市外の施設	715	16	3	12	710	10	0	7
	合計	2,785	1,052	146	552	3,000	1,054	167	619
②-①		684	89	20	51	1,049	45	7	-72

		平成 28 年度				平成 29 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,577	1,011	155	684	1,623	1,041	152	671
(他市町村の子ども)		402	14	2	5	402	14	2	5
②確保の内容	特定教育・保育施設	190	1,117	160	562	180	1,125	160	562
	特定地域型保育事業			0	5			0	5
	認可外保育施設		10	16	81		10	16	81
	確認を受けない幼稚園	2,070				2,070			
	市外の施設	710	10	0	7	710	10	0	7
	合計	2,970	1,137	176	655	2,960	1,145	176	655
②-①		991	112	19	-34	935	90	22	-21

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,647	1,057	150	660	1,635	1,049	148	649
(他市町村の子ども)		402	14	2	5	402	14	2	5
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	1,133	160	562	180	1,133	160	562
	特定地域型保育事業			0	5			0	5
	認可外保育施設		10	16	81		10	16	81
	確認を受けない幼稚園	2,070				2,070			
	市外の施設	710	10	0	7	710	10	0	7
	合計	2,960	1,153	176	655	2,960	1,153	176	655
②-①		911	82	24	-10	923	90	26	1

■他市町村の子どもの内訳

【①量の見込み（必要利用定員数）】

（単位：人）

自治体名	1号認定	2号認定	3号認定		合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
川越市	82	3	0	0	85
富士見市	(H27年) 297	8	2	5	(H27年) 312
	(H28年～) 300				(H28年～) 315
三芳町	20	3	0	0	23
合計	(H27年) 399	14	2	5	(H27年) 420
	(H28年～) 402				(H28年～) 423

【②確保の内容】

（単位：人）

自治体名	1号認定	2号認定	3号認定		合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
川越市	402	1	0	1	404
富士見市	169	8	0	5	182
三芳町	139	1	0	1	141
合計	710	10	0	7	727

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

教育・保育の提供体制については、平成27年度時点では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育施設及び確認を受けない幼稚園を含めて、市内で4,113人の定員があります。

しかし、平成27年度の提供体制では、3号の1～2歳児に72人の不足が見込まれており、私立保育所の誘致や保育所定員の弾力化、地域型保育事業等により確保に努めます。

なお、教育・保育の提供区域は、市全域で1区域としますが、東西の区域に分けた場合、提供体制に差が見られることから、提供体制の確保に当たっては、東西区域の状況を把握しながら検討を進めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

5年の計画期間における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

①利用者支援事業【新規事業】

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

【市の現状】

現在は実施しておらず、平成27年度から新規で実施する事業です。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：か所	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	-	2	2	2	2	2
②確保の内容	-	2	2	2	2	2
②-①	-	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

中学校3校につき1か所設置するという国の方針に基づき、平成27年度から2か所設定する方向で検討を進めます。

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

未就学児の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。

【市の現状】

本市では、3か所の子育て支援センター、2か所の児童センター、2か所の子育てサロンと1か所の子育てふれあい広場で実施しており、平成25年度は、月当たり2,234人の利用がありました。

また、平成26年10月に駒西子育てサロンを開設し、計9か所で運営しています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日/月あたり	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	3,654	9,552	9,486	9,310	9,154	9,010
②確保の内容	7,712	9,087	9,087	9,087	9,087	9,087
②－①	4,058	-465	-399	-223	-67	77
実施か所数	8	10	10	10	10	10

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

提供体制として、現在9か所の施設で実施しており、平成27年度1か所の開設を見込み、月9,087人の受け入れが可能です。

なお、子育てに不安を抱えた保護者も増えており、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。

③妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。

【市の現状】

現在、妊娠期間中に必要な健診 14 回の妊婦健康診査及び、HIV 抗体検査、子宮頸がん健診（細胞診）、B 型・C 型肝炎ウイルス検査、HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア検査の助成券を妊婦届出時に交付しています。また、里帰り等のため委託医療機関以外で受診された方に対しても償還払いにより助成しています。この 3 年間は、妊婦届出数の増加に伴い、利用者も増え続けており、平成 25 年度において、第 1 回目の受診券利用者は 981 人となっています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	981	908	894	878	863	853
②確保の内容	981	908	894	878	863	853
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

必要な方が適切に受診できるよう、提供体制の確保に努めます。

④こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。

【市の現状】

平成25年度における、4か月児健診までのこんにちは赤ちゃん訪問率は98%（934人）で、最終的には、4か月児健診等において、平成23年度の開始以来100%の赤ちゃんを把握しています。また、ふじみ野市においては、訪問従事者は助産師及び、保健師の専門職とし、年に2回の育児支援専門研修を実施しています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	953	908	894	878	863	853
②確保の内容	953	908	894	878	863	853
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

⑤養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。

【市の現状】

「こんにちは赤ちゃん事業」などの結果、養育支援が特に必要な家庭等に対し、保育士またはヘルパーの資格を持つ養育支援員が訪問し、保護者の心身の健康や養育に関する相談・指導、育児及び家事等の援助を行っています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	14	50	50	50	50	50
②確保の内容	50	50	50	50	50	50
②－①	36	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

養育支援が特に必要である家庭等に対し、支援を行う体制を確保します。

⑥子育て短期支援事業

【事業概要】

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる事業です。（2歳以上12歳までの子を対象に、1回につき7日以内の利用期限とする。）

【市の現状】

本市では、緊急サポート事業により、短期支援事業を行っています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日/年あたり	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1	131	132	132	132	131
②確保の内容	204	216	216	216	216	216
②－①	203	85	84	84	84	85
実施か所数	1	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子育て短期支援事業については、緊急サポート事業により対応していきます。提供会員の確保及び利用者の事前登録の拡充を図ります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【市の現状】

本市では、生後3か月から小学生の子どもを対象に実施しており、平成25年度の実績は、年間5,479人日、活動人数は延べ268人となっています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日/年あたり	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	5,479	5,752	6,037	6,342	6,659	6,992
②確保の内容	5,479	5,752	6,037	6,342	6,659	6,992
②-①	0	0	0	0	0	0
活動人数	268	287	302	317	333	350

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動人数の増加を図ります。

⑧一時預かり事業

【事業概要】

保護者が育児ストレスを解消したり、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合に、保育所等で一時的に預かる事業です。

【市の現状】

本市では、保育所（園）では、市内の8か所で実施しており、平成25年度の実績は、7,279人日となっています。幼稚園では、市内8か所の幼稚園全園で実施しており、常時の預かり（2号認定）は15,258人日、単発の利用（1号認定）は297人日となっています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【幼稚園】

単位：人日/年あたり	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	15,555	45,173	45,906	47,253	47,957	47,612
②確保の内容	22,197	22,197	22,197	22,197	22,197	22,197
②－①	6,642	-22,976	-23,709	-25,056	-25,760	-25,415
実施か所数	8	8	8	8	8	8

【保育所】

単位：人日/年あたり	平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	7,279	14,296	14,351	14,396	14,391	14,161
②確保の内容	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
②－①	10,721	3,704	3,649	3,604	3,609	3,839
実施か所数	8	8	8	8	8	8

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

保育所での一時保育については、1日各10人の受け入れ体制です。幼稚園からの利用も想定し、私立保育園の誘致にあたり、一時保育の実施体制について協議していきます。幼稚園については、今後利用増が見込まれるため、確保方策について、幼稚園側と対応を検討します。

⑨延長保育事業

【事業概要】

11 時間の保育通常時間を延長して子どもを保育する事業です。

【市の現状】

本市では、市内 16 か所の認可保育所（園）全園で実施しており、平成 25 年度の実績は 192 人となっています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	192	306	307	309	309	306
②確保の内容	320	340	360	360	360	360
②－①	128	34	53	51	51	54
実施か所数	16	17	18	18	18	18

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

提供体制として、1 施設 20 人の受け入れ体制を確保します。また、保育短時間利用者の延長保育利用についての動向を注視していきます。

⑩病児保育事業

【事業概要】

市内在住の乳幼児や、保育施設（認可保育所・幼稚園）、放課後児童クラブに通所している児童で病気の療養中または回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

【市の現状】

病児・病後児緊急サポート事業により、平成 25 年度の実績は 29 人となっています。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日/年あたり	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	29	1,066	1,071	1,077	1,077	1,065
②確保の内容	250	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②－①	221	434	429	423	423	435
実施か所数	1	3	3	3	3	3

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

平成 26 年 5 月より、富士見市針ヶ谷保育園において、富士見市、三芳町との共同利用による、病後児保育を開始しました。また、平成 27 年度より、1 日 4 人の病児・病後児保育事業を開始します。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間保育できない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

【市の現状】

本市では、16か所の放課後児童クラブを東西の地域に分け、指定管理者による運営を行っています。また、待機児童対策及び多様な保育ニーズへの対応のために、社会福祉法人への委託を1か所行っています。

平成25年度の平均登録児童数は825人となっており、登録児童は年々増加している状況です。

【量の見込みと確保内容】

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人		平成 25年度実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	低学年	825	634	635	640	654	665
	高学年		249	254	250	253	253
②確保の内容		958	1,097	1,130	1,192	1,232	1,242
②－①		133	214	241	302	325	324
実施か所数		17	17	17	17	17	17

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

総体では、各年度の量の見込みに対して、確保の内容は充足されていますが、クラブ単位では、定員に対して見込み量が上回っている施設もあり、適切に整備を進めます。

また、平成27年度より、支援の単位が変更になることから、支援の単位に合わせた施設整備を進めます。

※支援の単位について

従来までは、施設の定員を基準にして子どもたちへの支援を行っていましたが、平成27年度より、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という基準となりました。

施設の受け入れ人数が40人を超えている場合には、支援の単位を40人以下になるように分ける必要があります。

なお、支援の単位ごとに、2人以上の支援員を配置することになり、その体制を確保することが必要となります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【市の現状】

国から示された新たな事業のため、現在は実施していません。国が示す具体的な内容に沿って検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【市の現状】

国から示された新たな事業のため、現在は実施していません。国が示す具体的な内容に沿って検討を進めます。

第5章 基本施策の展開

基本目標 1. 子育てしているすべての家庭のために

(1) 地域における子育て支援の充実

① 地域における子育て支援サービスの充実

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、交流や体験活動の機会を積極的に提供するなど、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
1	子育てに関する意識啓発	子育て支援課 産業振興課	子育てを社会全体で応援する取り組みと環境づくりについて、広く市民・地域・企業などの理解と協力を得るため、市報・ホームページやソーシャルネットワークサービス(SNS)などを活用し、より幅広い層に対し情報提供を行い、意識啓発に努めます。
2	保育所(園)による地域交流の推進	子育て支援課	保育所(園)の園庭開放により、保育所(園)の子どもたちや保育士と、普段家庭にいる子どもや保護者との交流事業を継続します。その中で気軽に相談できる機会や育児情報の提供を行い、さらに地域に開かれるよう推進します。
3	関係各課・機関の連携の強化	子育て支援課 福祉課 保健センター	地域では、民生委員・児童委員や主任児童委員・母子愛育会・保育所(園)・保健センター・大学・子育てサークル・NPOなどにより様々な子育て支援活動が行われています。今後もこのような子育て支援活動を推進するとともに、それらの情報を子育て支援ネットワークで共有化を図り、子育て総合支援窓口で市民に提供するなど、関係各課・機関が連携して子育て支援サービスの向上に努めます。
4	子育てサークルへの支援・子育てサポーターの活用	公民館 保健センター 子育て支援課	地域子育て支援センター・保健センター・児童センター・公民館・子育てふれあい広場、放課後児童クラブなどの様々な機関が子育てサークルに対し活動の場や講師情報を提供し、その活動を支援しています。また、子育て家庭を応援するため引き続き子育てサポーターの育成に努めます。
5	一時預かりの充実	子育て支援課	保護者が、仕事や病気などで一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合や育児疲れの解消などを図るために、保育所(園)や子育てふれあい広場で一時預かりを行っています。今後も保護者のニーズに合わせ適切な預かりサービスが提供できるように内容の充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
6	赤ちゃんの駅の設置	子育て支援課 資産管理課 他公共施設担当課	乳幼児の親子が気軽に外出できるよう、公共施設などに乳幼児のおむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の普及啓発を行うとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

②地域の人材活用と育成

地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう研修等を充実するとともに、人材の発掘に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
7	地域人材の有効活用と育成	子育て支援課	地域の人材を活用した相互援助活動としてファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会による会員相互援助事業があります。地域人材の活用は子育て家庭を地域ぐるみで応援することであり、今後さらに会員拡大のための啓発活動に努めるとともに人材の育成を図ります。
8	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターは、保育の援助を受けたい人と援助活動ができる人を会員とする相互援助活動です。子どもの預かりや保育施設までの送迎を行うほかに、子どもが軽度の病気にかかった時の一時的預かりも行っており、現在、富士見市・三芳町との相互利用を行っています。今後、より一層利用しやすい環境づくりに向けて、市報等でPRを行い、提供会員の増加に努めます。

③子育て中の親が交流等できる場所づくり

地域子育て支援センター、子育てふれあい広場、子育てサロンや児童センターなどの地域に根ざした子育て支援施設などの交流の場を一層充実します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
9	子育て支援拠点の増設	子育て支援課	地域子育て支援センターや子育てふれあい広場、子育てサロン、児童センターは、子育て支援の拠点として、乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、交流する場の提供や子育て相談などを実施しています。今後、より多くの親子が参加できるよう新たな子育て支援拠点の増設をめざします。
10	子育てサロンの充実	子育て支援課 公民館	子育てネットワーク連絡会では、子育て中の母親や妊娠中の人の交流の場として子育てサロンを実施するとともに、子育て経験者による子育てに関する悩みや不安の相談も実施しています。今後も子育てサロンの充実に努めるとともに、子育て世代を対象とした講座を開催するなど、新たな子育てネットワークの構築をめざします。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
11	出前子育て相談の推進	子育て支援課 保健センター	保育士や保健師などが集会所や公民館などに出向き、簡単な遊びと子育てに関する相談に応じる「出前子育て相談」の充実に努めます。
12	子育て家庭の交流の充実	保健センター 子育て支援課	妊娠中から仲間づくりの機会を提供し、出産後も親子が相互に交流するなかで、子どもの遊びや発達を促す活動ができるように支援します。また、日ごろ子どもと接する機会が少ない父親の参加を促進するとともに、パパママセミナーの参加者から内容・日程などについて意見をもらい、実施方法の改善に努めます。
13	交流の場への子育てリーダーの派遣	子育て支援課	子育て親子の交流の場へ子育てに関する知識を習得した子育てアドバイザーなどを派遣し、適切な指導による子育て相談ができる場づくりに努めます。

④子どもの居場所づくりの充実

子どもの健やかな成長を促すとともに、仲間との遊びや交流・学習機会を提供するため、児童センターや図書館などの公共施設における、子どもの居場所づくりを推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
14	児童センターの充実	子育て支援課	すべての児童に安全な居場所を提供するとともに、健全な遊びと活動を通じて、心身ともに豊かに成長するように児童センターの充実に努めます。
15	図書館の充実	図書館	蔵書の充実を図るとともに、司書とボランティアによる読みきかせやおはなし会を開催しています。また、移動図書館を含めて引き続き資料の充実に努めるとともに、おはなし会、映画会などの行事を通じて本の魅力を伝えることで、子どもたちの読書を推進します。
16	子どもたちの居場所づくりの充実	社会教育課	全ての児童の安全・安心な放課後の居場所づくりとして地域住民等の参画を得て、学習・体験・交流活動を行う「放課後子ども教室」の充実に努めます。
17	中学生・高校生の居場所づくりの充実	子育て支援課 公民館 図書館	児童センターでは指定管理者による事業が実施され、中高生の居場所として夏休みに夜間開放をしています。図書館ではティーンエイジコーナーを設置したり集会室などを夏休みに自習室として開放しています。今後も、フクトピアや公民館においても中高生の利用を促進し、引き続き居場所づくりの充実に努めるとともに、周知・広報に努めます。

(2) 家庭における子育て支援の充実

① 子育て相談・情報提供体制の充実

身近な地域で親子が気軽に集い、仲間をつくり支え合いの中で子育てを行うことができるよう、交流の機会や場を確保するとともに、市内で実施している事業や支援が、必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
18	地域子育て支援センターにおける相談・情報提供の充実	子育て支援課	地域子育て支援センターでは、子育て不安に対する相談指導や子育てサークル・子育てボランティアへの支援など、地域の子育て家庭に対する支援を行っています。今後さらに活動の周知に努め、相談・情報提供の充実に図ります。
新規	利用者支援事業	子育て支援課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
19	保健センターにおける相談・情報提供の充実	保健センター	子育ての相談については、すくすく相談・健診後専門相談・電話での相談を実施しています。また、情報提供として、子どもの健康や予防接種の冊子を配付しています。今後、気軽に相談できる支援体制の充実に図り、ホームページなども活用しながら情報提供の充実に努めます。
20	多様な情報媒体による情報提供の推進	子育て支援課	ホームページ・市報・冊子などの多様な媒体を活用して、市の子育て関連施設・子育て支援サービス・各種講座や関係機関の子育て支援活動の情報提供を積極的に行います。
21	子育て総合支援窓口の充実	子育て支援課	子育て総合支援窓口は、関係機関からなる子育て支援ネットワークを活用して情報の共有化を図り、集約して子育て家庭に提供しています。今後、さらに子育て総合支援窓口の周知を図るとともに、各家庭のニーズに応じた情報の提供に努めます。
22	職員の資質向上	人事課	常にサービス利用者の視点に立った対応をするために、職員研修を通じて職員の意識改革と資質向上に努めます。
23	子育て情報誌・子育てマップの作成	子育て支援課	子育て情報誌については各種サービスの概要をまとめた「ママフレ」や「子育てマップ」「あそびとまなびのカレンダー」を作成し、配布しています。引き続き、子育て支援ネットワークを中心に、子どもや母親の視点に立った子育て情報誌や、外出の際に役立つ子育てマップを作成します。

②親子のふれあいの充実

親と子どもがしっかり向き合い、家庭の絆を深めるとともに、心豊かで心身ともに健やかな成長を促すため、親子がふれあう機会を充実します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
24	親子のふれあい機会の創出	子育て支援課 福祉課	親子のふれあいを深めるために、児童センターでは、指定管理者による「親子タイム」「ママの輪」「スマイル」などの事業を実施しています。また、主任児童委員による「あそびの公園」など、様々な事業を展開しています。そしてそれら情報を市報やホームページなどにより周知しています。今後さらに多くの親子がふれあいを深めるために事業の充実を図るとともに、開催情報の周知に努めます。
25	ブックスタートの推進	図書館 子育て支援課 保健センター	10 か月児相談の際に子どもの年齢に合った本の紹介や絵本を配付するとともに、絵本の読みきかせを行い、絵本を通じて親子のふれあいを啓発します。

③子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
26	児童手当制度等の普及・啓発	子育て支援課 障がい福祉課	子育て家庭の生活の安定のために児童手当・児童扶養手当(父子家庭を含む)・特別児童扶養手当などを支給するとともに、制度の普及・啓発に努めます。
27	保育所(園)・認定こども園等の保護者負担の軽減	子育て支援課	保育所(園)・認定こども園等に通園する家庭に対して、市民税額別保育料の設定などにより保護者負担の軽減に努めます。
28	幼稚園の保護者負担の軽減	子育て支援課	幼稚園に通園する家庭に対して、私立幼稚園就園奨励費補助金を助成することにより保護者負担の軽減に努めます。また、幼稚園の安定的な運営を支援するために、施設型給付への移行を推進します。
29	学校教育に関する保護者負担の軽減	教委総務課 学校教育課	学校教育に係る入学準備金・奨学金の貸付及び就学援助費・就学奨励金の助成を行い、保護者負担の軽減に努めています。
30	多子世帯への経済的援助	子育て支援課 障がい福祉課	保育所(園)・認定こども園や幼稚園に子どもが2人以上通っている家庭に保育所(園)・認定こども園等の保育料を減額し、保護者負担の軽減に努めます。 障がい児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、または、障がい児通所支援を利用する場合に保護者負担の軽減に努めます。

(3) 質の高い教育・保育サービスの充実

①多様な教育・保育サービスの充実

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業及び子育て支援事業の量的かつ質的な充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
31	既存保育所の施設整備の推進	子育て支援課	既存保育所の改修などを順次行い、安全でゆとりのある保育環境をめざします。
32	保育受け入れ枠の拡充	子育て支援課	私立保育園の誘致及び既存施設の定員の弾力化などにより定員増を図り、待機児童の解消に努めます。なお、入所年齢に応じた保護者の保育ニーズに応えるため、各年齢の受入枠の拡充を検討します。また、駅前保育ステーションの実施についても検討します。
33	特定保育の充実	子育て支援課	保護者がパート就労などにより、保育が困難な児童に対して、週2日から3日程度、または午前か午後などの柔軟な保育を行っています。引き続き特定保育の充実に努めます。
34	延長保育の充実	子育て支援課	保護者の就労形態の多様化に対応するために、長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズに応じた延長保育を推進します。
35	病児・病後児保育の実施	子育て支援課	疾病回復期にある概ね 10 歳未満の児童で、集団保育や保護者の就労などの理由で家庭での保育が困難な場合に、保育所や医療機関などで保育を行う病後児保育を富士見市と合同で実施しています。また、平成 27 年度に開設する保育所1か所に病児保育を併設し、事業の充実に努めます。また、多様なニーズに対応するため、病児・病後児緊急サポート事業を引き続き実施します。
36	子育て短期支援事業	子育て支援課	疾病等により、子どもを一時的に養育できない場合への対応として、緊急サポート事業等により提供体制を確保します。
37	休日保育の充実	子育て支援課	保護者の就労形態の多様化に対応するため、認可保育所(園)に通所(園)する児童を対象に、私立保育園で休日保育を実施しています。引き続き休日保育の充実に努めます。
38	幼稚園における預かり保育の充実	子育て支援課	保護者のニーズに対応して、幼稚園における開園時間終了後に行う預かり保育の充実に努めます。
39	保育士の資質向上	子育て支援課	保育の質の向上のため、保育士の各種研修を実施し、保育についての知識や技術を高めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
40	保育サービス利用者に対するニーズの把握	子育て支援課	常にサービス利用者の視点に立った保育サービスの向上を推進していくために、保護者会を開催し、ニーズの把握と取り組み方針を検討します。
41	低年齢児保育の充実	子育て支援課	低年齢児保育のニーズの増加に伴い、安心して子どもを生み育てる環境を整えるために、保育所(園)の低年齢児の定員拡大と地域型保育施設の支援を行います。また、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度へのスムーズな移行に向けて、条例等の法令整備をすすめるとともに、ふじみ野市にあったサービス提供の推進に努めます。

②放課後の居場所の充実

国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての児童の安心・安全な居場所づくりと豊かで有意義な学習・体験・交流活動を提供し、児童の放課後の居場所の充実を図ります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
42	放課後児童クラブの充実	子育て支援課	施設の整備及び施設の運営管理指導等を実施し、放課後留守家庭児童が安全に生活できる場を提供しています。今後、待機児童の回避等を行うため、利用児童数が増加している施設を優先に毎年新基準に併せた施設整備を実施します。また、新基準の改正に伴い支援単位、支援員等の配置体制を確保し、児童がより安全に生活できるように進めます。
43	放課後児童クラブの職員の資質向上	子育て支援課	子どもの放課後生活を保障するために、放課後児童クラブの支援員の専門性の向上を目的とした研修等の充実に努めるとともに、新制度による支援単位に併せた支援員等の補充、確保に努めます。
44	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	子育て支援課 社会教育課	国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ全ての児童の安心・安全な居場所づくりと豊かで有意義な学習・体験・交流活動の観点から、平成27年度までに、全ての小学校に放課後子ども教室を整備します。また、放課後児童クラブとの連携を進めます。 連携にあたっては、学校施設の状況等を勘案しながら、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が相互に交流を図り、全ての小学校において、計画期間内に、一体型としての実施をめざします。

※一体型としての放課後児童クラブと放課後子ども教室について(放課後子ども総合プランにおける考え方)
学校敷地内または隣接地に放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が設置されている場合で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携し、学校内において、共通のプログラムにより子どもたちへの支援が実施される場合を一体型といいます。

なお、その場合でも、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、趣旨、目的が異なるため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を兼ねることはできず、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能は十分に担保されなければなりません。

また、一体型の実施が、放課後子ども教室の開催日や実施時間に制約を与えるものではありません。

(4) 要保護児童等への支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待の未然防止を図るべく、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、支援を必要とする家庭には、早期発見・対応により、各種関係機関と連携しながら、適切な支援・フォローが行える体制の強化をさらに推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
45	要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置しています。今後、ケース会議・実務者会議・代表者会議を充実させ、本協議会の更なる機能強化を実施していきます。
46	児童虐待防止マニュアルによる普及・啓発	子育て支援課	児童虐待防止マニュアルの見直しと作成、啓発等を行い、さらなる児童虐待防止、早期発見と対応策を充実します。
47	児童委員等による相談・支援活動の充実	福祉課	虐待の予防と早期発見には、地域での情報が重要となるので、民生委員・児童委員や主任児童委員などの相談・支援活動の充実や見守りの強化に努めます。また、発見の際には関係機関と十分連携して支援体制の充実を図ります。
48	児童虐待の防止・早期発見・早期対応	子育て支援課 保健センター 学校教育課 障がい福祉課	子育て支援課を中心に保健センター、障がい福祉課、教育機関などによる子どもの養育相談や子ども自身の相談体制の充実を図ります。また、幼稚園・保育所(園)・学校における子どもの身体の観察、乳幼児健康診査の未受診者家庭訪問、不登校児童生徒の家庭訪問、教育相談室などとの連携により虐待の防止・早期発見に努めます。さらに乳児がいる全世帯への個別訪問や民生委員・児童委員の訪問などにより見守りの強化に努め、児童虐待の根絶をめざします。
49	養育支援訪問事業の実施	子育て支援課 保健センター	「こんにちは赤ちゃん事業」などの結果、保護者への養育支援が必要な家庭や保護者に養育させることが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言、児童虐待の防止などその家庭に必要な支援を行います。
50	里親制度の普及	子育て支援課	里親に関する情報提供や制度の普及に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭については、母親の就労、住居、子どもの養育など様々な困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと、自立に向けた支援を行います。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
51	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	子育て支援課 福祉課	ひとり親家庭は、経済的支援や保育所(園)・放課後児童クラブ・子どもの一時預かりなどのニーズが高くなっています。ひとり親が抱える様々な問題とその自立に向けた支援のために、市や民生委員・児童委員などの相談体制の充実に努めます。
52	ひとり親家庭の就労や生活支援	子育て支援課	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介などにより、自立に向けた支援を行っています。安心して仕事ができるように、子どもを保育所(園)や放課後児童クラブで預かります。また、児童扶養手当や母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知に努め、経済的な自立を促進します。

③障がい児や発達遅れのある子どもへの支援

障がいのある子どもについては、国の法制度等の変化に対応しながら、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図ります。また、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
53	障がい者相談支援センターの充実	障がい福祉課	障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な支援を行います。
新規	児童発達・発達支援センター事業	障がい福祉課 子育て支援課	心身に障がいのある児童または発達遅れや心配がある児童に対して、幼児期から家族とともに集団療育・個別療育による発達指導・日常生活指導の療育事業を実施します。また、専門機能を活かして地域の障がい児や家族の相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の身近な療育支援事業です。
54	放課後等デイサービスの充実	障がい福祉課	授業終了後または学校休業日に、施設に通所し、生活能力向上や社会との交流の促進を図る施設の充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
55	児童発達支援の充実	障がい福祉課	就学前の障がい児を対象に障がい児保育を実施し、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応訓練等を行う施設の充実に努めます。
56	療育ネットワークの充実	子育て支援課 保健センター 障がい福祉課 学校教育課	子育て支援課、障がい福祉課、保健センター、学校教育課などの機関で構成する療育ネットワーク会議を開催し、支援体制の充実や連携の強化を図っています。平成 27 年度から「児童発育・発達支援センター」が実施予定となっていることから、同ネットワーク会議において、位置付けを協議し、スムーズな運営に努めます。
57	保育所(園)・幼稚園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の充実	子育て支援課	保育所(園)・幼稚園・放課後児童クラブにおいて保育を必要とする障がい児の受入れのための職員の体制や研修の充実に努めます。さらに、障がい児保育を行う私立の保育施設を支援します。
58	障がい児一時預かりの充実	障がい福祉課	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児家族等の一時的な休息を図るために、日中一時支援や短期入所の利用ができるよう事業所と連携を図ります。
59	障がい児在宅福祉サービスの充実	障がい福祉課	障がい児の日常生活の利便性を図るため、補装具支給事業・日常生活用具支給事業・居宅介護サービス事業・移動支援事業の充実に努めるとともに、在宅心身障がい児の介護者に対し、相談支援体制の強化を図っています。介護者からのニーズの多様化に対応するため、事業所の育成に努めます。
60	障がいのある児童の親を対象とした子育て支援センターの推進	子育て支援課	障がいや発達に遅れのある子どもの親同士が交流し、仲間づくりや情報交換、子育て相談などを行う子育て支援センターを引き続き開設します。
61	障がい福祉を理解する教育の充実	学校教育課	各学校では、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間といった全教育活動を通じてボランティア・福祉の体験学習や交流会に積極的に取り組み、共生の心を育て、障がい福祉を理解する教育を進めています。引き続き、各小中学校で福祉教育を年間指導計画に位置づけ、計画的に指導します。
62	障がいの早期発見及び療育相談の充実	保健センター	乳幼児健康診査や相談の結果、必要に応じて、医師・臨床心理士などの専門的な相談・指導や適切な専門機関の紹介により、障がいの早期発見及び療育の相談に努めています。平成 27 年度からの児童発育・発達支援センターの開設にあたり、個別ケースを通しての関わりと組織間の会議等を設け、連携を図ります。

④外国人の子ども・保護者への支援

日常生活に必要な日本語を習得していない外国人の子どもやその家族が、子育て情報など必要な情報の取得を支援するとともに、地域や学校でコミュニケーションを図ることができるよう、支援します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
63	外国人への総合的な市政情報の提供及び相談体制の充実	協働推進課 保健センター	<p>外国人が安心して暮らせるよう、「外国語版生活ガイドブック」の作成・配布、インターネットを活用した外国語版生活ガイドホームページの開設及び更新、外国人向け生活相談窓口の開設、運営の充実を図ります。</p> <p>また、母子保健事業については、母子健康手帳の外国語版の説明書を配布しています。今後も国際交流センターと連携し、母子保健の視点からの支援の充実に努めます。</p>
64	日本語学習の支援	学校教育課	<p>日本語の理解が十分でない外国人児童生徒及び帰国児童生徒への日本語適応指導を実施し、日本語の指導や学校生活への適応指導に努めています。日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状から、日本語適応指導員配置予算を確保し、指導の充実を図ります。</p>
65	外国人の子どもに対する保育所(園)の受け入れ体制の充実	子育て支援課	<p>外国人の子どもが、保育所(園)での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。</p>

基本目標 2. 心身ともに健やかな子どもの育ちを支えるために

(1) 子どもがのびのびと育ち、子どもの個性を生かす教育の充実

①次世代の親の育成

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育み、また、自分がかげがえのない存在であることを実感するなど、次代の親としての成長を支援する取り組みの推進を図ります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
66	乳幼児とふれあう事業の推進	学校教育課 子育て支援課	各学校において、小学生・中学生・高校生が乳幼児とふれあい、交流をもつことによって乳幼児の特徴を知り、接し方を身につけ、いたわりの気持ちやいのちの大切さを学ぶ機会を提供しています。引き続き、年間指導計画に幼児等とふれあう福祉教育を位置づけ、計画的に推進します。
67	幼稚園教育への支援	子育て支援課	幼稚園教育内容の充実や地域に開かれた幼稚園づくりのために、幼稚園情報の提供に努めます。
68	いのちの大切さに関する学習機会の推進	学校教育課 公民館	市内小中学校において、子どもを生き育てることの意義やいのちの大切さ、子どもの成長について学習する機会を提供しています。引き続き、計画的に市内小中学校の生徒指導主任、教育相談主任を対象に講演会を開き、指導の徹底に努めます。
69	出産前の子育て準備講座の充実	保健センター	未熟児への支援や生活習慣病予防のため、出産前から出産や子育てに関する相談や講座を行っています。利用者の増加に向けて、保健センターからの個別のアプローチを行うとともに、市報等を活用し、妊婦の健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを生き育てられる環境づくりをめざします。

②魅力ある学校の教育環境等の整備

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むため、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。

また、ICTを活用した指導など新たな教育手法に対応するための研修や、教員の教師力向上に向けた取り組みを推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
70	情報化に対応した教育の充実	学校教育課	情報及び情報手段を選択し、情報活用能力を育成する教育を推進するとともに、コンピューターなど情報機器及び教育ソフトウェアの整備を促進しています。引き続き、総合的な学習の時間をはじめ、各教科において情報機器の活用や整備に努め、情報機器研修会を開催し、授業での活用方法を広めます。
71	小学校英語活動と中学校英語指導の充実	学校教育課	各中学校に英語指導助手、小学校に英語活動助手を配置し、ネイティブスピーカーによる英語活動支援により、子どもたちの国際理解及び英語によるコミュニケーション能力の向上に努めています。引き続き、英語指導助手、英語活動助手を各学校へ配置し、各学級担任や、英語教師等とのチームティーティングで学習効果をさらに高めます。
72	きめ細かな指導体制の充実	学校教育課	各小中学校に少人数指導加配教員を置いて、習熟度別指導などの少人数指導を実施しています。また少人数指導支援員・生徒指導支援員を置いて、児童生徒の学校生活を支援しています。今後も、少人数指導支援員に対する研修会や授業参観を実施し、支援員の資質向上を図り、きめ細かな指導体制の充実に努めます。
73	障がいのある子どもの教育の推進	学校教育課	市内小中学校の特別支援学級に加配教員や介助員を配置し、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導を行っています。また、関係機関と連携し、実態に応じた適正な就学支援・進路相談の充実に努めています。さらに、通常学級に在籍し、個別の支援を要する発達障害の児童生徒には通級指導教室による指導の充実に努めています。今後も教員の研修会を定期的実施して、資質の向上に努めるとともに、支援が必要な児童生徒へのきめ細やかな指導に努めます。
74	開かれた特色ある学校づくりの推進	学校教育課	各学校では、学校応援団として地域との連携・協力を図り、地域の教育力を学校教育に取り入れ、特に学校支援や安心・安全・環境整備での協力が着実に進んでいます。また、定期的に学校公開日を設定したり、ホームページでの情報発信や各種行事に地域の人を招待しています。今後も、各学校で、学校応援団の活動をさらに充実し、学習支援や安心・安全・環境整備での連携を深めるなど、さらに充実した協力体制を築きます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
75	学校施設の充実	教委総務課	すべての児童生徒が安全で快適な教育環境で学べるように、校舎の大規模改修、その他施設の修繕を行い、既存施設の整備・充実に努めます。
76	環境教育の推進	環境課 学校教育課	自然保護や環境への理解を深めるために、年齢にあわせた環境教育のプログラムやカリキュラムを作成するとともに、環境教育指針を策定します。さらに、自然と共生できる環境づくりを学ぶために植生調査や生態系の学習の場を提供します。また、環境活動団体と教育現場の交流を深め、協力体制の充実に努めます。学校では、総合的な学習の時間などにおいて、リサイクル活動やビオトープ・学校農園を活用し環境学習を実施しています。今後一層充実させ環境への意識啓発に努めます。
77	学校教育における健康づくりの推進	学校教育課	学校の教育活動全体を通して、子どもの健康づくりを推進するために、学校保健委員会の充実や学校と家庭の連携を図っています。また、研修会などを開催し、養護教諭や保健主事などの資質の向上に努めています。今後、児童生徒の実態に合った体力向上に取り組むとともに、食育と関連させながら、保健学習・家庭科等において健康づくりの推進を図ります。
78	安全な学校給食の充実	学校教育課 学校給食課	学校給食物資選定要綱に定める化学的合成食品添加物の使用を排除し、食品別に遺伝子組換え原材料等詳細な規格を定め使用を排除し、栄養バランスのとれた給食の提供に努めています。今後も、学校給食物資選定要綱に定める化学的合成食品添加物や食品別に遺伝子組換え原材料等詳細な規格について絶えずチェックを行い、安全な学校給食の提供に努めます。
79	道徳教育の充実	学校教育課	各学校で、心のノート、わたしたちの道徳を活用した授業を促進しています。引き続き、彩の国の道徳など本県独自の道徳教材を活用した道徳を展開するとともに、研究授業等で各学校へ広めることで、道徳的実践力の向上を図る指導を行います。
80	人権教育の充実	学校教育課	あらゆる差別や偏見・いじめをなくすために、人権標語づくりや人権に関する作文に取り組み、人権尊重の精神を養う人権教育の充実に努めています。引き続き、児童生徒へ人権感覚の更なる育成を図るとともに、人権感覚プログラムの活用など人権教育を推進する教職員を育成します。
81	有害環境対策の推進	学校教育課 子育て支援課	性や暴力などに関する雑誌・ビデオなどや携帯電話・インターネット上の有害情報からの被害を防ぐため、学校・地域・家庭における情報モラル教育を推進し、有害環境対策を図っています。危険ドラッグなど社会問題化を背景に、携帯教室、薬物乱用教室など外部講師を活用した授業を各学校で行い児童・生徒への啓発を行います。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
82	福祉教育の充実	学校教育課	総合的な学習の時間を活用して、介護老人福祉施設・保育所(園)・幼稚園の訪問などの体験学習を取り入れた豊かな心を育む指導に努めています。引き続き、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間を活用し、福祉体験学習やボランティア体験学習のさらなる充実に努めます。
83	確かな学力の向上	学校教育課	子どもが主体的でたくましく生きていくために、知識・思考力・判断力の育成が必要です。そのため、各学校において学力調査等を活用して PDCA サイクルを確立させ、学力向上の取り組みをさらに充実します。また、各学校の学力向上のよりよい取り組みを広め、各学校がそれぞれの特色を生かして、児童・生徒に確かな学力を定着できるように、3年間の学力向上プランを検証し、各学校の課題に応じた学力向上策を指導します。
84	教職員の資質向上	学校教育課	各学校長において、学級経営計画・年間指導計画などを確認し、教室訪問などにより、教員一人ひとりへの適切な指導を行っています。また、授業研究会を中心とした研修会を実施し、さらに研究委嘱により課題解決に努め、教職員の指導力の向上に努めています。引き続き、ふじみ野市個人グループ研修や希望研修を開催し、市内教職員のさらなる指導力向上に努めます。

③家庭や地域の教育力の向上

出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信をもって子育てができるよう、「親育ち」への取り組みを推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
85	家庭教育学級等の学習機会や情報の提供	学校教育課	家庭教育学級を通して、子育てに関する課題やよりよい親子関係のための学習を支援するとともに、親同士の交流や情報交換を行うことで親の関係性を形成し、家庭の教育力の向上を図ります。また、小学1年生を対象に就学児健診時を活用し保護者への家庭教育の現状と課題、重要性をテーマとする講話を実施します。

④子どもの遊びと体験の充実

子どもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供するなど、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
86	子ども会育成事業の充実	子育て支援課	子ども同士の交流や世代間交流による多様な交流を通じて相互の理解を深め、健やかにたくましく成長することをめざす子ども会活動を促進しています。現在、子ども会の統括団体である「ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会」への加入団体数が10団体にとどまっていることから、単位子ども会に加入を働きかけるとともに、子ども会の現状を把握し、連絡協議会への加入方法の弾力化を検討します。
87	地域における子育て支援体制の確立	子育て支援課 公民館 図書館	子育てボランティアの育成や公民館などを利用した育児教室、子育て講座などを充実させるとともに、地域人材を活用して地域全体で子育てを支援する体制の確立をめざします。また、子どもや若者のボランティアを募り、介護老人福祉施設などを訪問しています。今後も交流の機会を増やし、世代間交流の推進を図ります。
88	伝統や芸術文化とふれあう機会の提供	社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	子どもたちの情操を豊かに育むため、地域学習や音楽の時間を活用し、地域で継承してきた囃子などの郷土の文化を体験したり、伝統文化や芸術文化の鑑賞の機会や発表の場の提供に努めます。
89	世代間交流の推進	高齢福祉課 学校教育課 子育て支援課	地域の老人クラブが保育所(園)、幼稚園、小学校などを訪問し、昔の遊びを教えたり小学校の登下校時の見守り活動をしています。また、子どもや若者のボランティアを募り、介護老人福祉施設などを訪問しています。今後も学校において積極的に体験活動を取り入れるなど、交流の機会を増やし、世代間交流の推進を図ります。
90	幼稚園・保育所(園)・小学校の連携	学校教育課 子育て支援課	幼稚園・保育所(園)・小学校の連携を図り、教育活動についての情報交換を図るため連絡会議を開催しています。全国的に課題となっている小1ギャップの解消に向けて、小学校及び放課後児童クラブにおいて就学予定の園児について情報交換を実施するなど、今後も相互理解を深めるため連携を強化します。
91	様々な体験学習の充実	学校教育課	小・中学校において、農業体験・福祉体験・職業体験を実施しています。今後は、この体験を充実させるため、学校ファームの取組による体験活動、福祉体験学習、職場体験学習の更なる充実を図るとともに、各学校で独自に取り組んでいるボランティア活動を実施し、体験活動の充実や地域との連携に取り組めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
92	様々な交流機会の充実	文化・スポーツ振興課 子育て支援課	子ども会やスポーツ少年団などの活動を通して、地域的な交流機会の充実に努めます。
93	スポーツ・レクリエーション活動の推進	文化・スポーツ振興課	子どもたちの健康の増進・体力の向上・仲間づくりのため、身近なスポーツ施設の整備や学校施設などの開放を推進し、また、子どもたちのスポーツ事業を展開します。

⑤児童の健全育成

子どもに犯罪等の危険性を十分認識させるとともに、家庭・学校・地域社会・行政が連携し、時代の変化に対応した児童の健全育成のための取り組みを推進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
94	子どもの意見を尊重する社会づくり	子育て支援課 社会教育課 学校教育課 市民相談・人権推進室	<p>子どもの人権を尊重する意識を高め、子どもの意見が尊重される地域社会をめざします。各学校においては児童、生徒の日常生活における観察、対話を密にし、問題に対する早期発見・早期対応を組織的に行います。また、市人権教育推進協議会において、体系的な人権教育活動プログラムの作成検討を行うとともに、子ども・親子で人権について話し合う機会となるような講演会や講座を引き続き開催します。</p> <p>法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、子どもの人権救済・相談(「子どもの人権 SOS ミニター」)や子どもの人権意識を高める啓発活動(「人権の花活動」・「人権教室」など)を行っています。市は、人権擁護委員活動の支援に努めます。</p> <p>さらに児童の権利に関する条約の普及・啓発に努めます。</p>
95	青少年健全育成団体の活動支援	協働推進課 子育て支援課	<p>各種青少年育成団体が主催・協力する青少年を対象とした活動への支援に努めています。今後、市民憩の森を活用した青少年育成団体が実施する青少年自然体験活動への支援・連携を推進します。</p>
96	地域ぐるみの非行防止活動の推進	福祉課 子育て支援課他	<p>学校では、学校応援団による児童生徒の見守り活動や、学警連によるパトロールなどに取り組むとともに、中学生を対象とした保護司の特別授業や「社会を明るくする運動」、地域青少年指導員による非行防止パトロールの展開により、非行防止や犯罪防止活動を行っています。また、市民会議や青少年相談員といった補助団体に補助金を支給し、青少年健全育成の促進に努めています。引き続き、同様に地域ぐるみの活動を推進します。</p>

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
97	通学路等の防犯活動の推進	学校教育課 危機管理防災課	通学路などの安全を確保するために、町会・自治会、学校、PTA、警察などが連携を図りながら防犯パトロールを行うとともに、緊急避難場所である「子ども110番のいえ」の周知など、防犯活動を推進します。また、校区内防犯会議での情報交換や防犯情報メールを活用して、地域や学校に市内で発生した犯罪についての情報を提供し、犯罪防止対策に取り組みます。さらに、日常的に通学路の安全点検を実施し、通学路をもとにした、地域防犯マップを各学校で作成し、児童生徒や保護者、地域の方々へ配布し、防犯対策として取り組みます。
98	クリーン作戦の実施	道路課	子どもに対して悪影響が懸念される看板やビラの撤去を行っていますが、はり紙撤去後も繰り返し掲出が行われています。引き続き、違反して掲出されているはり紙等を発見した場合、随時撤去します。
99	指導者の育成	子育て支援課	青少年を健全に育成するため、青少年関係団体の活動を支援することにより、各団体の活動の活発化を図り、指導者の育成を図っています。引き続き、ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会への子ども会の加入を促進するなかで、若い世代の指導者の育成につなげます。

(2) 子どもの安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に保護者や交通指導員を配置して指導・誘導を行うとともに、自転車利用時の安全な利用など、交通マナーの向上に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
100	交通安全教育の推進	道路課 学校教育課 子育て支援課	子どもを交通事故から守るため、警察・幼稚園・保育所(園)・学校・関係団体などとの連携により交通安全教室を実施し、交通事故防止対策を推進しています。また、自転車による事故防止対策として、自転車運転免許制度やヘルメット着用の推奨を図り、交通安全意識の高揚を図っています。引き続き、児童生徒を、交通事故から守るために、継続的に交通安全教室を実施し、警察官を招いて、自転車の乗り方等の指導を行います。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
101	通学路の安全活動の推進	学校教育課 道路課	教職員による登校指導や保護者・交通指導員などの地域住民と協力し、子どもの登校時の安全確保に努めています。また、PTAや安全ボランティアなどの協力により、通学路の安全調査や安全マップを作成し、引き続き交通安全への意識を高めています。引き続き、教職員の他、スクールガードリーダーや交通指導員、PTAなどの協力を得て、子どもたちの登下校を見守っていきます。通学路の交通安全、防犯マップをつくり、意見を反映します。

②子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進

子どもを犯罪等から守るため、学校等において不審者などへの対応を強化するとともに、不審者情報の共有や防犯パトロール等を実施します。また、被害にあった子どもに対する相談体制を充実します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
102	危機管理マニュアル等による防犯指導の強化	学校教育課 危機管理防災課 子育て支援課	不審者から子どもの安全を守るため、危機管理マニュアルなどを作成するとともに、児童・生徒・教職員を対象に警察などと連携を図りながら安全防犯研修会などを実施して不審者対応などについての意識の高揚を図っています。引き続き同様に実施するとともに、教職員同士ですばやく不審者情報等の交換ができ、被害の防止につながるよう取り組みます。
103	防犯活動の推進	危機管理防災課	市内では町会・自治会、学校、企業などがそれぞれ防犯パトロールを実施しています。また、これらの団体で防犯推進会議を組織し、市の防犯活動の方向性を検討しています。今後も、引き続き防犯活動団体の協力のもと防犯活動を推進します。
104	防犯訓練の実施	学校教育課他	各学校において定期的に防犯訓練を実施し、その中で実践訓練の研修を充実させるなど、事故発生時の即応能力の向上と防犯意識の高揚に努めます。
105	教育相談・カウンセリングの充実	学校教育課	犯罪やいじめ、児童虐待の被害にあったり不登校などの様々な悩みや不安をもつ子どもへの支援として、教育相談室に常任相談員及び適応指導員を配置し、教育相談やカウンセリングを実施しています。また、各中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員、スクールカウンセラー、生徒指導支援員による相談活動を行っています。さらに、各小学校へさわやか相談員を定期訪問させ、相談事業の充実を図っています。より相談内容の充実を図るため、常任相談員、適応指導員の適切な人材を配置し、各学校と連携して相談体制を図ります。

基本目標 3. 子どもを健やかに産み育てるために

(1) 母親と乳幼児の健康増進

① 子どもや母親の健康維持

妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康に、のびのびと育児を楽しめるよう、健診等の機会を活用した相談・指導の機会や場の確保を図ります。また、不妊に関する悩み等の相談支援や経済的負担の軽減を行います。さらに、健診や予防接種などは、子どもの成長、発達を確認する場として重要な機会であることを周知し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりを行うとともに、生涯を通じた健康を確保するため、母子の健康管理を促進します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
106	保健推進員制度の普及・啓発	保健センター	保健推進員の協力により、地域への母子保健情報の周知や地域の実情を把握し、地域ぐるみの健康づくりにつなげるとともに、保健推進員制度の普及・啓発に努めます。
107	健康相談の充実	保健センター 子育て支援課	乳幼児健康診査後の支援体制の充実を図るため、保健・福祉・医療の連携を強化し、乳幼児の発達相談や栄養指導、生活指導などの健康相談の充実に努めます。
108	健康診査の充実	保健センター	乳幼児健康診査は、乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、疾病などの早期発見や育児不安の解消の場として重要です。また、乳幼児期からの生活習慣病予防として生活リズムや食生活の改善が母子ともに必要であることから、健診のなかで生活習慣改善を推進します。
109	育児不安のある保護者への訪問指導	保健センター	乳幼児健康診査の結果などから、育児不安のある保護者を対象に、保健師が関係機関と連携した訪問指導に取り組み、子育て不安や悩みの軽減に努めます。
110	妊婦健康診査	保健センター	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要な医学的検査を実施します。
111	こんにちは赤ちゃん事業の実施	保健センター 子育て支援課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言、児童虐待の防止等を行う事業です。引き続き、全家庭の実施をめざします。
112	産じょく期のヘルパー派遣	福祉課(事業は社会福祉協議会) 保健センター 子育て支援課	産後間もなく体調がすぐれず、また育児不安などのため精神的に不安定になりがちな母親の負担を軽減するために、家事援助などを行い、母子福祉の向上に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
113	歯科健康診査の充実	保健センター	早い時期から歯科保健に対する意識啓発と適正な生活習慣を身につけ、生涯自分の歯で食べることができるように歯科健康診査や歯みがき指導を行います。
114	予防接種の充実	保健センター	乳幼児を感染症から守るため、ポリオ・BCG・四種混合・三種混合・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎などの予防接種を奨励し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医との連携を図りながら、計画的に予防接種が受けられるよう推進します。
115	不妊治療への支援	保健センター	不妊治療に関する情報提供や治療費助成制度の周知に努めます。
116	アレルギー対策の推進	保健センター 学校教育課 子育て支援課 学校給食課	研修会や健診などの際に、アレルギーに関する正しい知識の普及や情報を提供するとともに、家庭・保育所(園)・学校が医療・保健機関と連携を図り、子どもの体質に応じた対策を実施しています。引き続き同様に実施するとともに、エピペンの研修会を継続して実施し、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成することで、食物アレルギー対策を強化します。さらに、平成 28 年4月に開設予定の新センターでアレルギー対応食の提供を進めます。

②食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素であることから、子どもの発達段階に合わせた、食に関する学習機会の提供や情報の提供を行います。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
117	学校給食における食育の推進	学校教育課 学校給食課	栄養士による給食だより・食育だよりの発行や学校訪問などの食育指導を推進し、心身の健全な発達を促すとともに、給食に地場産物を取り入れ、地域農業への関心を深め、食や郷土への理解・愛着を深めています。引き続き同様に実施するとともに、各学校において栄養教諭による食育の授業等を充実します。
118	好ましい食習慣の啓発・学習機会の充実	保健センター 学校教育課 子育て支援課 学校給食課	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣を定着させ、心身を健全に育成させるために乳幼児健康診査や妊婦教室などの各種教室において食育の推進を図っています。また、学校においては、栄養教諭が中心となり、食に関する指導計画を作成し、授業において食育の指導を実施しています。 引き続き、学校においてエピペン研修会や栄養教諭の活動を推進します。また、今後さらに、各種関係部署や団体などと連携をとりながら、食育推進計画を策定し、健康づくり計画との一体的な推進に努めます。

③思春期保健対策の充実

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育み、また、自分がかげがえのない存在であることを実感するなど、次代の親としての成長を支援する取り組みの推進を図ります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
119	思春期相談の実施	学校教育課	児童生徒の思春期に伴う様々な問題に対して、さわやか相談員の配置により、心に悩みをもつ児童生徒への相談活動を行っています。引き続き、さわやか相談員の相談活動を工夫することで、思春期相談の充実に努めます。
120	薬物・喫煙・飲酒等に関する正しい知識の普及・啓発	学校教育課	学校では、薬物防止教育キャラバンカーを保健体育の授業に活用し、その危険性について啓発しています。今後も小中学校ともに年間指導計画に成長に応じた薬物乱用防止啓発学習を取り入れるなど、保健学習を中心として、喫煙・薬物・飲酒などの防止教育を警察や関係機関と連携を図ります。

④小児医療の充実

医療に係る経済的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携のもと、小児医療体制の整備を図ります。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
121	医療費助成制度の充実	子育て支援課 障がい福祉課	こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害児(者)医療費支給制度の普及・啓発に努めます。
122	地域の医療体制の充実	保健センター	休日・夜間の第二次救急医療対策及び初期小児救急医療対策として、埼玉医科大学総合医療センターや東入間医師会とそれぞれ連携を図っています。また、平成24年11月より、県、朝霞保健所管内6市1町及びイムス富士見総合病院で協定の締結を行い、朝霞保健所管内の小児救急医療支援事業が開始となりました。さらに、平成26年10月より県では、耳鼻咽喉科の救急診療を行っています。今後さらに市民への周知を図り、総合的な地域医療体制の充実に努めます。

(2) 職業生活と家庭生活の充実

①仕事と子育ての両立の推進についての普及・啓発

すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事と子育てのバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
123	男女共同参画意識の高揚	市民相談・人権推進室	男女共同参画社会づくりを推進するために、各種啓発事業を通して意識の啓発に努めます。
124	父親の育児参加の促進	保健センター	パパママセミナーへの父親の参加を促進し、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえるよう、男女共同による子育てを促進します。また、母子健康手帳とともに父子健康手帳を配付して、父親の意識啓発を引き続き図ります。
125	雇用情報の提供	産業振興課	ハローワークの求人情報を市ホームページに掲載したり、窓口での閲覧を行っています。より密度の濃い雇用情報を提供するため、引き続きふるさとハローワークの設置を要望します。
126	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	産業振興課 人事課	仕事と生活の調和をめざすために、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用し、より幅広い層にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行うとともに、企業の子育てに対する理解と協力を求めます。
127	保育サービスの情報提供	子育て支援課	保育サービスの情報が掲載されているパンフレットなどの充実を図り、積極的に情報提供を行います。
128	育児休業・看護休暇制度等の周知・啓発	産業振興課	働きながら子育てをしていくために育児休業や看護休暇制度などを周知し、子育てしやすい就労環境の実現に向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。
129	企業内託児施設の設置促進	子育て支援課	関係機関と連携のもとに、子育てと仕事との両立が図られるよう、企業内託児施設の設置などについて啓発します。
130	再就職への支援	産業振興課	出産や育児休業により仕事を中断し、その後再就職を希望している人に対して、セミナーなどを開催するとともに、時勢に即し、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、広報などの媒体を用いた情報提供を行い、再雇用制度の普及・啓発に努めます。
131	働く親の交流の促進	公民館 産業振興課 子育て支援課 保健センター	保育所(園)に通う児童の親に、保護者会などを通じて子育て支援に関する情報提供や懇談を行うとともに、働く親が集まりやすい土曜日に地域の公的施設を開放するなど、交流の場の提供を行っています。今後は、引き続き同様に実施するとともに、能動的な情報発信に努めます。

(3) 安心して子どもが育ち、子育てできる環境の整備

① 安心して遊ぶことができる環境の整備

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間の形成に向け、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
132	子育て家庭向け安全・安心で快適な住居の提供	建築課	関係機関との連携を図りながら、特定優良賃貸住宅制度・県営住宅・市営住宅などの情報を提供します。
133	職員の危機管理意識の高揚と施設等の安全確保	子育て支援課他	子どもが利用するすべての施設や参加する事業について、職員の危機管理意識を高め、日ごろから危機管理マニュアルに基づき十分安全点検し、施設や事業の安全確保に努めます。また、子どもが参加する事業に関わる指導員やボランティアを対象に救命救急法やリスクマネジメントの研修を行います。
134	公園の環境整備	都市計画課	都市計画マスタープランやみどりの基本計画に基づき、安心して遊ぶことができる公園の環境整備に努めています。公園の整備にあたっては、利用者の意見を整備計画に反映できるように努めるとともに、公園の再整備について、老朽化施設を中心に遊具の入れ替え等を優先順位を設定し、随時改修を行うなど、子どもたちの楽しい居場所として遊具の充実や自然を体感できる公園をめざします。
135	子育てにやさしいユニバーサルデザインの推進	都市計画課 建築課	子育て支援施設の整備にあたっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインの普及・啓発に努めています。今後、公園の新規整備や再整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。
136	環境美化の推進	道路課 都市計画課 環境課	地域住民が参加して道路・公園などの清掃を行い、美しい環境が次代に引き継がれるように美化活動の推進・啓発に努めています。今後も行政・市民・事業者及び民間団体の連携により、公共空間などの環境美化の推進に努めるとともに、活動者の充実にを図るため、啓発活動を推進します。
137	子どもが利用する施設整備の推進	子育て支援課他	子どもが利用する施設は、安全性を第一とするとともに快適な環境の提供が必要です。保育施設などの老朽化に伴い、必要に応じて建て替えや大規模改修などの計画的な実施をめざします。

②安心・安全なまちづくりの推進

歩道整備の際は段差等により、ベビーカーや自転車の通行の妨げにならないよう、また、公共施設整備の際は施設の利用者が快適に利用できるよう、諸基準に照合し、整備を促します。

No.	施策名	主な担当課	施策の概要
138	道路の段差解消の推進	道路課	地域の協力を得ながら、地域内の危険箇所を点検し、段差解消などのバリアフリー化を行い、安全な道路整備を推進します。
139	ゾーン30区域の整備	道路課	生活道路における交通安全対策の1つとして、一定の区域(ゾーン)内の道路の最高速度を時速30kmに規制することで、歩行者等の安全を確保するための交通規制を埼玉県警本部、東入間警察署と進めるとともに検討を行います。
140	防犯設備等の整備	道路課	夜間における犯罪の防止と通行の安全を守るため、防犯灯などの防犯設備の整備や通行者に注意を促す看板の設置を推進します。また、国・県との連携のもとで、主要道路の照明設備の設置を進めます。
141	防犯啓発の充実	危機管理防災課	多くの人に子どもの防犯について関心をもってもらうため、親子防犯教室や防災無線による子どもの見守り放送の実施や、のぼり旗の設置などにより意識の高揚に努めます。

第6章 推進体制

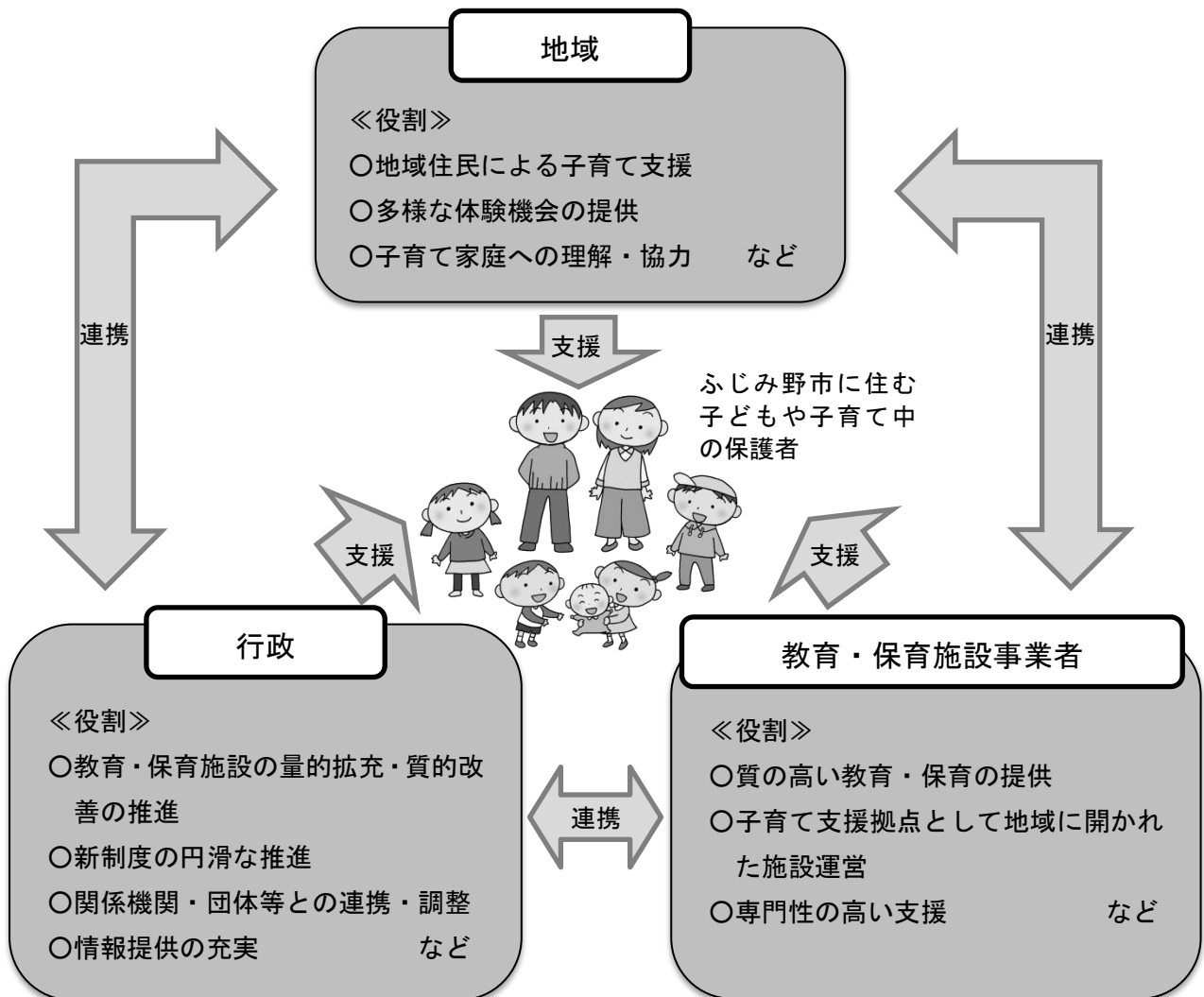
1. 推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、市の広報紙やホームページをはじめとする各種広報媒体を積極的に活用し、市民全体に対して適切な情報提供を行い、子ども・子育て支援施策に関する周知を図ります。

■ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



2. 計画の推進に向けて

①質の高い幼児期の学校教育・保育について

本市では、就学前の子どもに質の高い教育・保育を提供するため、県と連携した保育士・幼稚園教諭の研修を実施しています。

引き続き、関係機関、関係団体等との連携を図り、保育士・幼稚園教諭などの人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育事業の拡充に対応しつつ、市内のどの教育・保育施設を利用しても質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

合わせて、市内各園・施設との連携を深め、障がい児等の要保護児童に対し、十分な配慮を行います。

②地域における子育て・子育て支援について

本市では、地域子育て支援拠点の設置による親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助の実施など、地域における子育て・子育てを支援しています。

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていただけるよう、各種事業・取り組みを実施します。

③幼保小連携の取り組みの推進について

本市では、幼稚園・保育所（園）と小学校とのスムーズな連携を図るため、幼保小連絡会の開催、情報交換会、相互訪問などを実施しています。

保育士や幼稚園教諭の交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼稚園・保育所（園）・小学校が連携し、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育所（園）から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

④認定こども園の普及について

平成26年度時点で、市内に認定こども園はありませんが、本計画の初年度である平成27年度に、既存の認可外保育施設が幼保連携型認定こども園への移行を検討しています。

認定こども園は、保護者の就労状況及びその他の変化があった際にも子どもを柔軟に受けられる利点があります。公定価格などの認定こども園に対する国の支援の動向を注視しながら、今後も増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、既存施設の認定こども園への移行を検討していきます。

3. 毎年度の進捗評価方法

本計画における子育て支援施策は、福祉・保健・医療・教育・都市整備・労働・雇用・男女共同参画・交通安全・防犯など、広範な分野にわたる総合的な取り組みであり、行政だけでなく、家庭・学校・地域・企業などが協力して推進していくことが重要です。

そのため、子育て支援施策の推進に向けては、それぞれが各分野の役割を担うとともに、連携・協働を図りながら、取り組む必要があります。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、附属機関である「ふじみ野市子ども・子育て会議」を中心に年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての調査や審議を行うとともに、その結果を施策に反映していきます。

資料編

1. ふじみ野市子ども・子育て会議

ふじみ野市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第37号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、ふじみ野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の施策に関して、市長が必要であると認める事務に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する市内の公共的団体等を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

ふじみ野市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成 25 年 12 月 19 日から 2 年間

敬称略・順不同

	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	文京学院大学	松村 和子
	ふじみ野市医師会	西野 和良
	東入間私立幼稚園協会ふじみ野支部	土屋 功一
	ふじみ野市校長会	朝倉美由紀
副会長	ふじみ野市私立保育園連絡会	桑原千重子
	NPO 法人子育て支援センターたんぼぼ	福田眞智子
	ふじみ野市 P T A 連合会	古川 惣一
	ふじみ野市立保育園 P T A 連合会	福澤 徹三
	ふじみ野市立大井地区保育所父母の会連合会	小林 貴子
	NPO 法人ふじみ野市学童保育の会	宮戸 良和
	NPO 法人ワーカーズコープ	木村 協子
	ふじみ野市手をつなぐ育成会	目黒 瑞江
	新日本無線株式会社	吉澤 清
	ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会	永倉久美代
	青少年育成ふじみ野市民会議	坂本 光枝
	ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会	山城いづみ
	ふじみ野市私立幼稚園 P T A 連合会	三沢 真紀
	一般公募	竹内 文代
	一般公募	川目美佳子
	一般公募	吉村のりこ

2. ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議

ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議設置要綱

平成21年5月11日

訓令第45号

改正 平成22年3月29日訓令第23号

平成24年3月30日訓令第35号

平成25年11月12日訓令第53号

(題名改称)

平成26年3月24日訓令第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(平25訓令53・全改)

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援対策の総合的な調整に関すること。
- (2) ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の原案の作成及び進行管理に関すること。
- (3) 事業計画の事後評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(平25訓令53・一部改正)

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は福祉部長を、副会長は福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、庁内推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平22訓令23・一部改正)

(会議)

第5条 庁内推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 庁内推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるなど必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内推進会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月11日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第23号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第35号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第53号)

この訓令は、平成25年11月12日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平22訓令23・平24訓令35・平26訓令19・一部改正)

改革推進室長
財政課長
危機管理防災課長
協働推進課長
産業振興課長
福祉課長
障がい福祉課長
子育て支援課長
保健センター所長
都市計画課長
建築課長
道路課長
教育委員会総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会学校給食課長
教育委員会生涯学習課長

3. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 8月9日(金)	平成 25 年度第 1 回次世代育成支援対策庁内推進会議 ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
8月 19 日(月)	平成 25 年度第 1 回次世代育成支援対策地域協議会 ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
10月 17 日(木) ～11月 19 日(火)	アンケート調査 ・就学前児童(2,500 票配布 1,577 件回収 63.1%) ・小学生児童(1,500 票配布 868 件回収 57.9%)
12月 16 日(月)	平成 25 年度第 1 回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・アンケート単純集計の報告について ・現行計画の評価について ・ふじみ野市の状況について
12月 19 日(木)	平成 25 年度第 1 回子ども・子育て会議 ・アンケート単純集計の報告について ・現行計画の評価について ・ふじみ野市の状況について
平成 26 年 3月 17 日(月)	平成 25 年度第 2 回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・ニーズ調査結果の概要について ・見込み量について ・区域の設定について
3月 19 日(水)	平成 25 年度第 2 回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果の概要について ・見込み量について ・区域の設定について
4月 14 日(月)	平成 26 年度第 1 回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・子ども・子育て支援事業見込み量の検討について
4月 17 日(木)	平成 26 年度第 1 回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業見込み量の検討について
6月 13 日(金)	平成 26 年度第 2 回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・子ども・子育て支援事業計画目標事業量確保方策について ・子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・条例案について

年 月 日	内 容
6月24日(火)	平成26年度第2回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画目標事業量確保方策について ・子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・条例案について
7月31日(木)	平成26年度第3回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供体制と目標事業量について ・区域の設定について ・条例案について
8月8日(金)	平成26年度第3回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供体制と目標事業量について ・区域の設定について ・条例案について
9月26日(金)	子ども・子育て支援事業計画策定に係るヒアリング調査
10月1日(水)	平成26年度第4回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供体制と目標事業量について ・区域の設定について ・子ども・子育て支援事業計画素案について
10月9日(木)	平成26年度第4回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供体制と目標事業量について ・区域の設定について ・子ども・子育て支援事業計画素案について
11月11日(火)	平成26年度第5回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案(事業計画部分、次世代計画部分)について
11月20日(木)	平成26年度第5回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案(事業計画部分、次世代計画部分)について
12月10日(水)～ 平成27年 1月9日(金)	パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> ・8名の市民から23件の意見
1月26日(月)	平成26年度第6回子ども・子育て支援対策庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・子ども・子育て支援事業計画の承認について
2月5日(木)	平成26年度第6回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・子ども・子育て支援事業計画の承認について

4. 諮問・答申

諮 問

ふ子第 1201 号
平成25年12月19日

ふじみ野市子ども・子育て会議
会 長 様

ふじみ野市長 高畑 博

ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画について（諮問）
ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第2条第1号の規定に基づき、下記事項について貴会議に意見を求めます。

記

ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画について

答 申

平成27年 2月16日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市子ども・子育て会議
会 長 松村 和子

ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画について（答申）
平成25年12月19日付けふ子第1201号で諮問のあったことについて、委嘱を受けた20名の委員で協議を重ね、平成27年度をめざした「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画（案）」を策定いたしましたので、ここに答申いたします。

5. 子ども・子育てに関する用語集

本計画書内に出てきたわかりづらい言葉について、説明を掲載しています。また、その言葉が初めて計画書内に出てきたページ数を併せて記載しています。

アルファベット

- M字カーブ…………… 9
女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

か行

- 核家族…………… 1
一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。
- 教育・保育施設…………… 32
幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園のこと。
- 協働…………… 1
複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。
- 合計特殊出生率…………… 1
15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- 子ども・子育て関連3法…………… 1
 - ①「子ども・子育て支援法」
 - ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
 - ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

さ行

- 施設型給付…………… 31
幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画…………… 1
5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

た行

●待機児童…………… 12

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)

な行

●認定こども園…………… 1

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社などの参入は不可)。

は行

●PDCAサイクル…………… 73

計画の推進において、Plan(計画の策定)－Do(計画の実行)－Check(実施状況の確認・評価)－Action(評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行)の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)…………… 28

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：埼玉県ふじみ野市

編 集：ふじみ野市福祉部 子育て支援課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号

電話 049 (262) 9033

FAX 049 (266) 6245

URL <http://www.city.fujimino.saitama.jp/>
